

令和2年涌谷町議会定例会12月会議（第2日）

令和2年12月3日（木曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 行政報告

1. 一般質問

1. 報告第15号 専決処分の報告について

1. 議案第71号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1. 議案第72号 涌谷町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1. 議案第73号 涌谷町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

1. 議案第74号 涌谷町企業立地促進条例の一部を改正する条例

1. 議案第75号 涌谷都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第76号 令和2年度涌谷町一般会計補正予算（第9号）

1. 議案第77号 令和2年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

1. 議案第78号 令和2年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

1. 議案第79号 令和2年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

1. 議案第80号 令和2年度涌谷町水道事業会計補正予算（第3号）

1. 議案第81号 令和2年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第1号）

1. 議案第82号 令和2年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）

1. 議案第83号 令和2年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）

1. 議案第84号 令和2年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）

1. 議案第85号 財産の取得について

1. 請願・陳情

1. 議員の派遣について

1. 休 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	黒澤 朗 君	2番	涌澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	伊藤 雅一 君	8番	久 勉 君
9番	杉浦 謙一 君	10番	鈴木 英雅 君
11番	大泉 治 君	12番	大友 啓一 君
13番	後藤 洋一 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	田代 浩一 君
総務課参事兼課長	渡辺 信明 君	総務課参事兼新型コロナウイルス感染症対策室長	今野 博行 君
企画財政課参事兼課長	高橋 貢 君	まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱	大崎 俊一 君
税 務 課 長	高橋 由香子 君	町民生活課長	今野 優子 君
町民医療福祉センター長	大友 和夫 君	町民医療福祉センター病院事務長	吉名 正彦 君
町民医療福祉センター総務管理課長	紺野 哲 君	町民医療福祉センター福祉課参事兼課長	牛渡 俊元 君
町民医療福祉センター子育て支援室長	木村 智香子 君	町民医療福祉センター健康課参事兼課長	浅野 孝典 君
農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長	熊谷 健一 君	建設課長兼建設班長事務取扱	小野 伸二 君
上下水道課参事兼課長	平 茂和 君	会計管理者兼会計課長	木村 敬 君
農業委員会会長	畑岡 茂 君	教育委員会教育長	佐々木 一彦 君
教育総務課長兼給食センター所長	熱海 潤 君	生涯学習課参事兼課長	佐々木 健一 君
代表監査委員	遠藤 要之助 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	荒木 達也	総 務 班 長	金山 みどり
主 事	高橋 和生	主 事	高泉 直季

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（後藤洋一君） 皆さん、おはようございます。

本日もよろしくお願ひいたします。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤洋一君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりです。

日程に入ります。



◎行政報告

○議長（後藤洋一君） 日程第1、行政報告。

町長の行政報告を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。

本来であれば一般質問の時間でありますけれども、貴重なお時間を拝借いたしまして行政報告をさせていただきます。

涌谷保育園につきましてのご報告でございます。皆様方には大変ご心配をおかけしております。また、貴重なお時間をいただきましたこと、感謝申し上げます。

さて、涌谷保育園におきましては、保育士等が11月30日付で退職の届出が出され保育士不足が懸念されましたが、園は保育士を確保し、12月からも継続運営していくとの意向でございました。

この間、保護者の皆様から町に保育士不足、園の継続への不安、提言などのご相談が寄せられております。

町といたしましては、子供の安心・安全な保育の継続、保護者の皆様の安心、そして、保育を担う保育士さん方の健全な労働環境が得られるよう、県のご指導をいただきながら慎重に対応を検討してまいりました。

昨日、県が園に報告を求めておりました12月からの保育士の確保への回答から、12月1日現在、十分な保育士の確保がなされていないこと。また、園が町に一部園児の受入れを依頼したい旨の意思確認がされました。

町といたしまして、安心・安全な保育の確保の観点から、保護者が転園を希望される場合、町にある町立や民間の全保育、全教育施設でのお子さんの受入れを行うことといたします。

このことにつきましては、既に教育長をはじめ各園長、民間施設のご了解、ご協力をいただいております。今後、速やかに保護者の皆様のご要望をお聞きし、転園に関する保護者のご負担や子供への影響がなるべく少ない方法を関係者と協議、調整いたしながら対応してまいります。

私といたしましては、まず、子供の健全な保育、2に保護者に安心していただき動揺を収め、3に保育環境を

守る保育士のことを守りながら町民の皆様のご協力を得ながらこの問題を解決していきたいと思っておりますので、議会の皆様におかれましても、どうぞ各立場におかれましてご協力いただきますようお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時30分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて再開いたします。

以上で行政報告は終了いたしました。



◎一般質問

○議長（後藤洋一君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続き、かねて通告のございました一般質問をこれより許可いたします。

7番伊藤雅一君、一般質問席へ登壇願います。

〔7番 伊藤雅一君登壇〕

○7番（伊藤雅一君） 7番伊藤でございます。通告により町長に質問させていただきたいというふうに思います。

前者からも、私、今日、ご質問するのは、有識者会議においていろいろとお話が、これも新聞報道で私は知ったわけですが、当日は出席はさしてもらいましたが声がよく聞こえなかったところもありまして、そういうことも言われたのかなということで新聞見たわけでございますが、その件で2件ご質問させていただきたいというふうに思っております。

2問いたしますが、1問ずつ分けてお聞きをしてみたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、質問に入ります。国保病院に対する繰出金3億8,000万円の資金使途についてということで。

(1) 11月5日、涌谷町主催の有識者会議の新聞報道によれば、当面の経営対策として国保病院に対し繰出金3億8,000万円が支出されているが、この資金の具体的使途について問うということで質問をさせていただきます。具体的使途をひとつお聞かせをいただきたいと思っております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 国保病院に対する繰出金3億8,000万円の資金使途についてということで、伊藤議員の一般質問にご答弁申し上げます。

病院事業会計への繰出金につきましては、定例会3月会議の際に当初予算として提案し、ご可決をいただいた

ところでございます。

改めまして、公営企業繰出金について申し上げますと、地方公営企業法に認められているもので、基準に基づきまして一般会計が負担するものとされており、財源として国から地方交付税で措置されている金額と、一般会計からの上乗せしている金額の合計額を繰り出しております。

具体的用途についてでございますが、繰り出し基準内としては、建設改良に要する企業債の元利償還金の3分の2、不採算地区病院の運営経費、救急医療確保に要する経費などで2億400万円としております。繰り出し基準外としましては、建設改良に要する経費の3分の1と応援医師の報酬などで補填資金と合わせまして1億7,600万円を繰出金総額3億8,000万円を当初予算で措置したものでございます。

国からの財源といたしましては、1億6,000万円程度を見込んでいるところでございます。

基準外繰り出しについて縮減すべく病院の経営及び運営について大友管理者、横井病院長を中心に懸命に改善を行っているところでございますので、国保病院運営にこれまで以上に関心をお寄せいただきたいことをお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 7番。

○7番（伊藤雅一君） ただいま町長からご回答いただきました。ちょっと資金用途ですね、具体的にはどういう方面に利用されているのかなというのが理解できないんですが、2億400万円ですね、これは不採算地区病院の運営経費、そういったことで2億400万円については回答いただいたところでございますし、それから1億7,600万円につきましては建設改良経費、それから応援医師の報酬とか、こういったことだけなんですけど、用途としては町長の回答のこの報告の範囲ですか、もう少しできたらば分かりやすくお話しただけはないかなと思うんですが、お願いします。

○議長（後藤洋一君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（紺野 哲君） お答えします。ただいま町長が申し上げたとおりでございますが、公営企業繰り出し基準に基づいて繰り出しているものと、基準外として今、町長が申し上げたものを支出しているものでございます。

具体的に建設改良費の元利償還金の3分の2が幾らになるかとか、そういう明細につきましては当初予算など常任委員会などにも資料として提出させていただいておりますので、そちらのほうをご参照いただければと思います。終わります。

○議長（後藤洋一君） 7番。

○7番（伊藤雅一君） それでは、今、課長のほうから答弁ございましたので、次に移らせていただきたいというふうに思います。

有識者会議の意見についてということで質問させていただきます。

(1) 有識者会議において、病院決算内容は県内でもワーストの水準にあると。病院への一時貸付は経営改善ができずに雪だるま式に増えるおそれもあるので留意すべきだとの意見も出ているが、町長のこの見方をひとつお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

○町長（遠藤釈雄君） 有識者会議における意見と町長の見方を問うのご質問でございますが、まず、病院決算

内容は県内でもワーストの水準にあるとの有識者会議での意見ということでございますが、このことにつきましては、令和元年度一般会計の決算状況において、財政力指数や実質公債費比率などの財務指標が県内でワースト、1桁の状況にあるとのご意見をいただいたものでございまして、病院会計の決算状況に対するご意見ではございません。

また、病院会計への一時貸付金につきましては、今後も継続的に一時貸付けを行っていく場合、改善されなければ雪だるま式に貸付額が増額し、財政調整基金を上回る規模になり、一般会計への資金繰りにも支障を来すおそれがあるので留意されたいとのご意見をいただいたところでございます。

このご意見に対する私の見方ということでございますが、現在、病院事業に対する一時貸付金は4億円に及んでいる一方、一般会計の財政調整基金は約6億7,000万円となっております。一時貸付けが毎年度、継続的に増加していくという状況は、町の財政、病院双方にとって好ましい状況ではございませんので、令和3年度当初予算の編成に当たりましては町の財政状況を踏まえつつ、そういったような状況にならないように改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 7番。

○7番（伊藤雅一君） 町長さんの見方によりますと、一時貸付金が毎年度、継続的に増加しているという状況は、町の財政、病院の双方にとっても好ましい状況ではないと。令和3年度当初予算の編成に当たっては、町の財政状況を踏まえつつ、そういった状況にならないように改善を図ってまいると。今、こういったご答弁をいただきました。

病院事業の改善につきましては、令和3年度の当初予算編成に当たって町の財政状況を踏まえつつ、改善を図ってまいるということでございますが、現在の財政状況を見るだけでも今年の病院の事業計画、令和2年度の事業計画でございますが、未処理欠損金が15億3,200万円ございます。この金額によって資本金は赤字になっておりまして、言うならば自分の金は全くない、金があるのは人様からお借りしたお金だけという状態、自分の手持ちがマイナスになっているという、これは本当に今後の経営を考えますと、さてさてどうすればいいかなというふうに本当に頭が痛むところだと思います。

それから、資金がないから、とにかく内部にある利用できる金は利用させていただいてきたということだというふうには解釈はしますが、固定資産の減価償却も27億円、減価償却費というの、令和2年度の計画を見ると、27億円になっています、減価償却費というの。資金は預金を見ますと、1,000万円ぐらいしか預金はないわけですから、この減価償却費もほとんど内部で利用されているということですから、これは町長、何とかして改善を図りたいという気持ちは伝わってきます。分かりますが、ちょっとこれどういう方法で資金も準備、どれぐらいのお金を準備すればいいのかというのが頭が痛い話だと思います。ということで、町長のこの辺のこれから先、どういうふうにして、何とかしてあの病院を本来の姿に立ち戻らせていきたいと、こういうふうにご考慮されるのか、その辺をお聞きさせていただきます。お願いします。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 昨日、一般質問にございました有識者会議についてでございますけれども、そういった中で、いわゆる今、議員がおっしゃられました本来の姿とありましたけれども、その本来の姿がこれまでの設立

当初から人口が、お客様の対象となる8割が涌谷町内、美里町合わせますと1万人以上の人口減少という著しい環境変化の中で、どのような病院の姿がよろしいか。私といたしましては、どんなことがあっても地域医療は守らなければならない。そういった中でその要となる病院、涌谷国保病院というのは大事になってくるところを申し上げましたところでございますが、その環境に合わせた本来の病院の姿というのはどういうものかというのを模索しているのが有識者会議でございます。

また一方、病院は今の経営の中で日々、改善を目指して頑張っているところでございますので、その現場の考え方とそういったような外からの様々なご意見等を総合しながら、管理者とともに本来の姿がどこにあるかを探しているところでございますので、その辺のところを少しお見守りいただければと思っております。

ただ、現実を申し上げますと、やはりここ12年間の上乗せ部分の繰り出しを見ますと、前半は1億6,000万円ほどの上乗せでございました。毎年であれば、2,000万円、3,000万円レベルでございますけれども、ところが後半の6年間、今年も含めると、14億3,000万円ほどとなっております。一気に負担が増えてまいりました。この辺あたりが町の財政との絡みで、やはり一蓮托生でございますから町の財政の在り方と病院の経営の在り方というのは同じレベルと私は思っておりますので、有識者会議を開かせていただきましてその結果を踏まえながら病院としっかり話し合いながら本来の姿というものを今、模索しているところでございますので、今はお答えするという段階ではございませんので、ご了解いただきます。

○議長（後藤洋一君） 7番。

○7番（伊藤雅一君） 町長の答弁をお聞きして、今はその段階ではないと。もっと質問したいんですが、これ以上、質問できないのかなと考えます。

私の見方で大変恐縮なんですけど、さっき申し上げたように、固定資産も本当は減価償却引当金というのは普通の経営やっていく過程ではゼロになるということはずまいと思わんですが、残高は残ってなくてないんですが、それがとにかく残額は見られないということですし、それから、さっき申し上げたように資本金全体がマイナスになっています。したがって、病院の事業経営は、全く人様の借金だけで、固定資産何ぼですか、20億ぐらいですか、固定資産も20億ぐらいになっていますが、皆、そういったものは借金でもって賄っているという状況になっています。したがって、本当にその任に当たる方々は本当に大変なご苦労されているんだろうと思っております。したがって、有識者会議のご意見を伺ってということでございますが、早い時期にひとつ方法を考えていただいて最善策を考えていただいて実行に踏み出していただきたいなど、こういうふうをお願い申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（後藤洋一君） 答弁はよろしいんですか、7番。町長の。ご苦労さまでした。

休憩します。再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開いたします。

2番 涌澤義和君、一般質問席へ登壇願います。

〔2番 涌澤義和君登壇〕

○2番（涌澤義和君） 2番涌澤でございます。通告により許可をいただきましたので、質問いたします。

財政再建計画の進捗状況について。

町財政再建を考える会議を立ち上げ、令和元年9月に5年計画等を策定され、初年度の効果額等をお示しいただきました。これも町民の皆様にご負担をお願いし、経費、補助金等の減額が主で、何で今までできなかったのと多くの町民の皆様の声です。考えるとか、検討していただくとかでなく、やはりできるところから実行することが結果です。5年計画もありでしょうが、1年1年が結果だと思います。今後、国、県からの歳入の大幅な増は期待できないと思います。当町には次年度より新規の企業様が進出で工事が始まると大変よいニュースです。

令和2年度の予算に対しての決算も残すところ約4カ月余りです。入ってくるものが少ないのですから、使う、出すものを少なくすること。まず、令和2年度当庁舎の会計年度任用職員142人に対しての件でお伺いします。

1つとして、町在住者何人でしょうか。

前職は会社員からなのか、役場職員退職者なのか、お伺いします。

正職員164人に対して臨時職員の対応策は改革に反するのでは、人口減に伴っていないのではないのでしょうかお伺いいたします。

○議長（後藤洋一君） 2番、（1）の令和元年度の効果額の報告で質問していますが、まずこの件の質問を、その件も質問していただきたいと思います。（「お願いします」の声あり）これに掲げたやつ、（1）はいいんですか。（「財政再建に伴う全般的なあれで質問しておりますが、よろしいでしょうか」の声あり）（1）の令和元年度の効果額の報告の経費が増額云々で、来年度以降もこのままの計画で取り組む予定かということに対しての質問は、町長にお伺いということで一般質問受けているんですが、その件の質問はよろしいんですか。その質問でよろしいんですね。（「はい、お願いします」の声あり）

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 質問大綱の1番の財政再建計画の進捗状況について。2番涌澤義和議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、私としては、今、涌谷町は財政の立て直し最中であるということを強くご認識いただきましたことに対して、町財政運営のご心配をいただきましたことに感謝申し上げます。

令和元年度の効果額の報告で経費が増額している項目があるが、来年度以降もこのままの計画で取り組む予定かとのご質問でございますけれども、9月会議で報告させていただきましたとおり、財政再建計画の効果額につきましては、令和元年度は1億6,333万3,000円を計画しておりましたが、町民の皆様あるいは議会の皆様、町が一体となって取り組んだ結果、当初の予定より2,784万4,000円増の1億9,117万7,000円の効果額となりました。

計画全体では効果額を達成することができましたけれども、議員ご指摘のとおり、各種委託業務の事業の見直しや定員適正化計画など達成できなかった項目もございました。財政再建計画は、令和元年度から令和5年度

までの計画となっておりますことから、令和元年度に達成できなかった項目につきましては、計画期間内に効果額を達成できるよう取り組むとともに、効果額を達成できた項目につきましても、引き続き達成できるように推進していくことを申し上げさせていただきます、答弁とさせていただきます。

○議長（後藤洋一君） 2番。

○2番（涌澤義和君） 次に、業務委託について、事業によると思いますが、お伺いします。ハード面とソフト面があると思いますが、まずハード面の委託料の高額な事業とソフト面の委託料の高額な企業、業者様についてお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 業務委託ですか。（「はい」の声あり）業務委託の具体的なことを質問してください。

○2番（涌澤義和君） ハード面の業者様の中には委託料が特殊な項目等があると思いますが、その一番ハード面で委託している高額な業者様についてお伺いします。一番高い金額の業者様で結構ですのでお願いします。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） ただいま財政再建計画の中での業務委託料については、全課にまたがる関係でございます。ちょっと今、全部の一覧表にしているデータが手元ございません。ちょっとお時間をいただければと思います。

今お話しありましたハード面ということは、具体的にどういった内容でございましょうか。（「業務委託で業務に係る委託料、ソフト面に関する、次に質問しようと思っているんですが、その全般関係ですね、どの委託なんですか」の声あり）

お時間をいただきまして、手元に今、資料ございません。委託全部の確認をいたしまして。

○議長（後藤洋一君） 2番、次の項目に入ってください。（「休憩」の声あり）

暫時休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開いたします。

2番。

○2番（涌澤義和君） では、令和元年度の効果額については答弁いただきましたので、再度。

まず、令和2年、当庁舎の会計年度任用職員142人に対してお伺いします。町在住者は何人でしょうか。前職は会社員なのか、また役場退職者なのか。正職員164人に対しての臨時職員の対応策は改革に反するのでしょうか。人口減に伴っていないのでしょうか、お伺いします。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） ただいま会計年度任用職員についてご質問いただきましたのでお答えさせていただきます。

まず、会計年度任用職員142人につきましては、当初予算におきましては142人予定として計上したものでござ

います。令和2年4月1日時点で採用しております職員につきましては106人となっております。そのうち、フルタイムの職員が21人、パートタイムが85人となっているものでございます。その内訳でございますが、町内在住者が74人、それから町外の方が32人となっておりますが、前職につきましては今把握しておりませんので、大変申し訳ございませんがご了承いただきたいと思っております。

それから、役場職員の退職者の採用でございますが、4月1日時点では5名の職員を採用しております。

それから、正職員に対して会計年度任用職員の対応ということでございますが、会計任用職員につきましては令和2年度から本格的な制度運用がされたわけございまして、前年と比べまして職員そのものは減っている状況でございます。前年度の臨時職員と比べますと、減っている状況でございます。終わります。

○議長（後藤洋一君） 2番。

○2番（涌澤義和君） 次に、委託業務について。事業にもよると思いますが、お伺いします。ハード面、ソフト面あると思いますが、まずハード面の委託料の高額な事業、例えば工事労務とかの一番大きい金額でいいと思いますのでお願いします。ソフト面に関しましては高額な企業様、業者様についてお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） ご質問いただきました件についてお答えしたいと思います。

ちょっとなかなか私のほうで理解が足りないのかもしれないかもしれませんが、ハード面とソフト面という区分がちょっとよく分かりません。私のほうでは、業務委託については、通常の業務という形になりますのでなかなかハードというものが想定しがたいものでございます。それらをひっくるめまして委託料の高額な順位についてお話をさせていただきたいと思っております。

大きい金額といたしましては、遠距離通学対策経費としてスクールバスでございます。年間で8,719万3,000円でございます。続いて、地域交通対策事業、同じく町民バスの委託料で4,773万4,000円でございます。あと、管財用一般経費の中で指定管理の施設の業務に係る経費でございます。3,700万7,000円でございます。あるいは4番目といたしましては給食センターの運営経費という形で3,227万3,000円となっております。スクールバスと町民バスにつきましては、町内の仙北富士交通さんで委託業務として行っているところでございます。

○議長（後藤洋一君） 2番。

○2番（涌澤義和君） 特に校医のドクター、獣医さん、エレベーター管理、消防設備、電気設備、地下、輸送、浄化槽、受水槽管理届など、最初の3つを除いては職員の方のチャレンジしてみる資格ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。庁舎の職員の中にエンジニア等がいることで委託する業者様との対等の認識が構築できるのではないかと思います。退職後は再任用職員としてのスキルになると思っておりますが、いかがでしょうか。

また、ソフト面の企業様との委託料の中には、各課においての共通のネットワーク構築がなされているのか。

また、同等の自治体との交流、情報交換等が今までなされているのかお伺いします。

ソフト面の企業様には特に電算システムの業務が主と思われませんが、類似企業はかなりの数の企業があるはずですが。更新等は見積りなのか、随意契約なのか、またデータ等の管理は庁舎内なのか、企業様なのか、できるところまで結構ですのでお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） ただいま質問いただきました消防設備でありますとか電気設備等々の資格取

得の面につきましては、私のほうから回答させていただきますが、議員おっしゃられるように、職員がそういう資格を持っていれば何をすることも業者さんと対等の立場でお話をしたり、仕事ができるものと思っておりますけれども、今現時点におきましては、職員にこの資格を取ってほしいということで要請等はしておりませんし、その職員がそういう資格を取ったために一定の部署に長く在籍するということにもなりかねませんので、職員が自ら資格を取る分については構わないと思っておりますけれども、その辺については各職員のスキルアップの中で取られればいいのかというふうに感じております。

2点目の電算システムの業務につきましては、個々の課で担当しているものもございますが、全体的な電算システムにつきましては総務課で管理しております。データの管理につきましては、役場庁舎内で管理しているものもございますし、庁舎外にそのデータを庁舎内と併せて管理しているものもあるということで回答させていただきます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） ただいま総務課長が申しあげましたネットワーク等のシステム等でございますが、電算システム等については長期契約という形を取らせていただいております、それについては一般競争入札の形の中である程度、業務などを提案方式の中で競争入札をさせていただいているところでございます。

○議長（後藤洋一君） 2番。

○2番（涌澤義和君） 一昔前までは、役場職員になるには字がうまくて、またそろばんができる頭のよい人と聞いておりました。昭和の終わりとともに、ガリ版印刷からタイプライター、電卓、ワープロと今では各課職員1人にパソコン、プリンターは別でしょうがコピー機と機械に使われるのではなく使いこなすことが仕事だと思います。

最後に、財政再建メインでも町国保病院についてお聞きします。3月議会、6月議会、12月議会と一貫して再建に関して質問してきましたが、町長、センター長からは現状維持で努力するとの答弁でした。先月あたりから県内の二、三の自治体の病院事業の見直しが新聞に載っていますが、当町は現状継続で再建ということでしょうか。当町に特化した医療体制に修正する意向はないのでしょうか、最後に町長に答弁をいただいで終わりにしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 財政再建のメインでありますけれども、病院は、確かにそうでございますけれども、私としては、大きな町の財政再建の中での病院という位置づけてとらまえてきているところでございますが、これは前の質問者、その前の質問者にも申しあげましたとおり、今、自分たちの町の環境が変わってきた中でどのようなスタイルで病院を整わせるかというのが、有識者会議等々、様々な方々のご意見をいただき、何よりも病院との調整を図りながら進めたいという感じでございますので、もう少し見守っていただきたいと思っております。

そういった中でも、やはり急がれるところもございますけれども、ただ、私としては、何回も申し上げますが、この地域にあって地域医療を確保するというのは、自治体病院が最も容易だろうという考えを持っておりますので、この自治体病院をどのような形で残すかというのは、議員がご指摘のとおり、大事なことでございます

ので、まずはその成り行きというのを見守っていただきたいと思いますし、有識者会議で様々ご意見も突っ込んだ話も出てくるとは思いますけれども、そういった中で、今、じゃ何もしていないのかというのではなくて、様々工夫したり、努力したり、改善したりしているところがございますが、そういったような細かい集積も新たな病院の在り方を構築する一つ一つの構造物と私は思っておりますので、そういった面も現場に足を運んでいただきながら率直に見ていただければと思っておりますので、そういったような総合的な形の中で病院を残したい、残すためのスタイルというものを模索させていただいておりますので、その辺を議員も一緒に見ていただければと思います。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。ご苦労さまでした。



◎報告第15号の上程、説明

○議長（後藤洋一君） 日程第3、議案第15号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 報告第15号 専決処分の報告についてでございます。

報告第15号について申し上げます。本件は、令和2年10月15日、町有地の除草作業中に発生した物損事故につきまして和解が成立し、損害賠償の額が決定いたしましたので、その報告をいたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君）

それでは、定例会12月会議議案書1ページをお開き願います。

報告第15号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。令和2年12月2日提出。涌谷町長。

次のページをお開き願います。

専決処分書でございます。

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年10月15日。涌谷町長。

区分といたしまして、物損事故でございます。

相手方、町内在住の男性。概要につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、令和2年10月15日、町有地の除草作業中、職員が誤って隣接する男性宅のテレビケーブル線を切断したものでございます。

損害賠償額和解内容は2,200円、その余の請求を放棄。

損害額2,200円につきましては、町が加入する総合賠償補償保険から10月29日に支払われているものでございます。説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 46 分

再開 午前 11 時 46 分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて再開いたします。

以上で報告第15号は終了いたしました。



◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第4、議案第71号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する法律が、令和3年1月1日から施行されることに伴い、涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 税務課長。

○税務課長（高橋由香子君） よろしくお願いたします。

今回の改正は、地方税法施行令などの一部改正により、国民健康保険税の低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得が見直されたことに伴い、涌谷町国民健康保険税条例の一部改正をいたすものでございます。

議案書は3ページ、新旧対照表は1ページから3ページになります。

新旧対照表で説明いたしますので新旧対照表1ページをお開きください。

まず、第23条第1項第1号から第3号、軽減判定所得の見直しになります。軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち、一定の給与所得者等の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える改正になります。

次に、議案書4ページになります。

附則といたしまして、施行期日は令和3年1月1日からとし、適用区分は改正後の涌谷町国民健康保険税条例の規定は令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によることといたします。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第5、議案第72号 涌谷町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第72号の提案の理由を申し上げます。

本案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター福祉課参事兼課長（牛渡俊元君） ご説明いたします。

議案書の5ページになります。

ただいま町長の説明にありました省令の改正に伴い、町条例におきましても所要の改正を行うものです。

改正の内容につきましては、新旧対照表の4ページをご覧ください。

第5条第2項の管理者ですが、平成30年度の基準改正により、指定居宅介護支援事業所の管理者要件が「介護支援専門員」から「主任介護支援専門員」に変更されましたが、指定居宅介護支援事業所において、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなど、やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることを可能とするものです。

このやむを得ない理由といたしましては、主任介護支援専門員の突然の死亡、長期療養、急な退職や転居等が該当いたします。

次の附則の2の管理者に係る経過措置ですが、既存の居宅介護支援事業所における管理者要件について、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、令和3年3月31日までとしていた経過措置期間を、現在の管理者が引き続き従事する場合に限り、6年間延長するものでございます。

附則の3は前項の適用の読替規定になります。

議案書の6ページにお戻りください。

附則になります。この条例は令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から施行するものです。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号 涌谷町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号 涌谷町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第6、議案第73号 涌谷町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第73号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地域未来投資促進法に基づき、本年3月に策定いたしました宮城県涌谷町農林水産食品関連産業基本計画において、重点促進地域として定めた尾切地区を本条例の適用地区として追加するため、所要の改正を行うとするものであります。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） 議案書7ページとなります。

議案第73号 涌谷町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例となります。

本条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法に基づき、国の同意を受けた基本計画において重点促進区域内に工場立地特例対象地域を指定した場合に、条例により、対象工場の立地に際しての緑地面積及び環境施設面積率を国の定める基準の範囲内で設定するものです。

既に黄金山工業団地におきましては、丙種区域として設定しておりますが、今回町ではウェルファムフーズが進出します尾切地区を重点促進区域に指定した宮城県涌谷町農林水産食品関連産業基本計画を策定し、本年3月19日に国の認定を受けております。

今回の改正で、尾切地区を工場立地特例対象区域に株式会社ウェルファムフーズが進出する区域を範囲として甲種地域に指定し、工場立地法で定める緑地等の緩和を行おうとするものです。

説明は新旧対照表で行いたいと思います。6ページ、7ページをお開きください。

第3条表中に、甲種区域として涌谷町字尾切5番1、外87筆及びその区域に含まれる法定外公共物を区域の範囲とし、緑地の面積の敷地面積に対する割合を100分の10以上、環境施設の敷地面積に対する割合を100分の15以上を追加するものでございます。

議案書に戻ります。8ページとなります。

附則、公布の日から施行する。令和2年12月2日提出。涌谷町長。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号 涌谷町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。



◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第7、議案第74号 涌谷町企業立地促進条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第74号の提案の理由を申し上げます。

本案は、指定事業者に対する奨励措置に用地取得費に係る奨励金を追加するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） 議案書9ページとなります。

議案第74号 涌谷町企業立地促進条例の一部を改正する条例となります。

改正内容につきましては、議案第73号で説明いたしました地域未来投資促進法に基づき策定しました基本計画における重点促進区域に、新たに設置する企業に対し、交付要件に該当する用地取得費に対する奨励金交付をするために改正するものとなります。

新旧対照表で説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。

第2条に新たに第11号として特定区域の定義を加えるものでございます。

次に、奨励措置として第4条第3項第3号に新たに用地取得費として、特定区域において、事業所の建設着手時期及び操業開始日における交付要件をうたっておりますが、面積要件につきましては、土地の取得面積5万平方メートル以上であること。交付額につきましては、用地取得価格に100分の30を乗じた額とし、交付限度額は5,000万円とすることを別途施行規則で定めることとしております。

続きまして、第4条第4項で定める交付期間につきましては、今まであるものを号立てに改め、第3号に土地取得費に対する奨励金の交付期間を定めるものでございます。

議案書に戻させていただきます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

令和2年12月2日。涌谷町長。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号 涌谷町企業立地促進条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号 涌谷町企業立地促進条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（後藤洋一君） 休憩します。再開は午後1時とします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（後藤洋一君） 再開します。



◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第8、議案第75号 涌谷都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第75号の提案の理由を申し上げます。

本案は、農業集落排水施設を公共下水道に編入した場合の受益者負担金の取扱い、並びに用語の定義を追加したことに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 下水道水道課長。

○上下水道課参事兼課長（平 茂和君） ご説明申し上げます。

議案書10ページをお開きください。

涌谷都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を次のように改正する。

本条例は、本年4月から農業集落排水事業で整備した花勝山地区を編入いたしましたが、受益者負担金の額を従前のおりの公共ます1個につき20万円とするため、条例の一部改正を行うものでございます。

新旧対照表にて説明いたしますので、新旧対照表の10ページをお開きください。

第1条は、用語の定義でございます。

第2条は、文言の訂正でございます。

第4条は、単位負担金で、次の1項を加えるものです。2、前項の規定にかかわらず、公共下水道の排水区域に編入した農業集落排水事業により設置された排水処理施設を使用することができる区域（以下、「編入区域」という。）に対する単位負担金の額は、公共ます1個につき20万円とする。

第5条は、各受益者負担金の額でございまして、第5条の前条を前条第1項として同条に次の1項を加えるものです。

2、編入区域の受益者が負担する負担金の額は、前条第2項の規定による単位負担金に当該受益者が第3条の公告後新たに排水設備を設置し、当該排水処理施設に汚水を排除する土地に係る公共ますの数を乗じて得た額とする。

第8条は、文言の訂正でございます。

議案書11ページにお戻りください。

附則、この条例は令和3年1月1日から施行する。

令和2年12月2日。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。8番。

○8番（久 勉君） たしか花勝山の区域を公共下水道にするということでの条例改正だと思うんですけど、この条例改正の時期というのは、今年の3月にやっておかなければなかったんでないでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課参事兼課長（平 茂和君） 確かに3月の時期に訂正をすればよかったというところでございますが、そちらのほうの条例の関係の整理と、それからこういった形というのが今までになかった例でございましたのでほかとの調整、それからこの形でいいのかという、そういった検討が入ったことからちょっと時期がずれたものでございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（後藤洋一君） 8番。

○8番（久 勉君） 検討に時間がかかったんじゃないかと、4月から公共下水道に入れるといったときに、十分このことを検討して準備しておかなければなかったんでないでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課参事兼課長（平 茂和君） そのとおりでございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号 涌谷都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第75号 涌谷都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第9、議案第76号 令和2年度涌谷町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします

す。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第76号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ1,309万1,000円を減額し、総額を97億5,042万2,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、町税を減額いたすほか、国県支出金におきましては、決定または見込みによりそれぞれ措置いたすものでございます。

繰入金につきましては、財源調整等による増を見込み、諸収入におきましては、国庫支出金の過年度交付金や災害復旧補助金が見込まれることから増額いたし、町債におきましては、歳出予算の見込みによりそれぞれ措置いたすものでございます。

次に、歳出でございますが、まず職員人件費におきましては、人事院勧告及び実績見込みにより増減いたすものでございます。

議会費におきましては、実績により減額いたそうとするものでございます。

総務費におきましては、ふるさと涌谷創生事業の財源として基金に積み立てるほか、本町への移住・定住の支援として涌谷新生活応援補助金を増額いたし、新型コロナウイルス感染症の影響による事業継続支援として健康文化複合温泉施設指定管理料の増額をいたそうとするものでございます。

民生費におきましては、今後の見込みにより、保育委託料を増額いたすほか、コロナ禍で新生児育児や出産に対して不安を感じている方を応援する未来のわくやっ子応援給付金を増額いたそうとするものでございます。

衛生費におきましては、母子保健事業等につきまして実績により増額いたし、世代館研修館指定管理料を事業継続支援として増額いたそうとするものでございます。

農林水産業におきましては、新型コロナウイルス感染症により収入に大きく影響を受けた農業者等が、事業継続のために借り入れた資金に対する次年度以降の利子補給の財源として、涌谷町新型コロナウイルス感染症対策農畜産業支援基金への積立金を増額いたし、県支出金の確定に伴い関連補助交付金等を減額いたそうとするものでございます。

商工費におきましては、小谷地地内に工場を建設する町内の企業を支援するため、工事請負費を増額いたし、新型コロナウイルス感染症対策関連事業費につきましては、実績により減額いたそうとするものでございます。

土木費におきましては、道路維持補修費について増額いたすほか、辺地対策事業債の確定により、事業計画を見直し減額いたそうとするものでございます。

教育費におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を含む新しい時代の教育に必要とされる学校のICT環境整備として、さきの補正でお認めいただきましたGIGAスクール事業について実績により減額いたし、各小・中学校の一部の教室についても空調設備を行い、コロナ禍での教育環境の整備をいたそうとするものでございます。

また、今後の歴史文化遺産の保存・活用の財源といたしまして、歴史文化基金への積立てを行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） それでは、総務課長から順次説明してください。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第76号 令和2年度涌谷町一般会計補正予算（第9号）の56ページ、57ページをお開き願います。

人件費につきましては、私のほうから説明させていただきます。

56ページ、給与費明細書、1特別職でございます。（1）総括の表の比較の欄をご覧ください。長等の欄ですが、期末手当で10万9,000円の減、共済費で2万円の減、合計で12万9,000円の減となっておりますが、人事院勧告による減額改正によるものでございます。

次の議員の欄の期末手当17万4,000円の減額につきましても、町長等と同様の理由でございます。

次のページ、2一般職でございますが、ここでは正規職員と会計年度任用職員を合わせたものとなっておりますので、次のページ、58ページをお開き願います。

ア会計年度任用職員以外の職員、正職員の方でございますが、上段の表の比較の欄を見ていただきたいと思います。給与費の給料の474万円の減額につきましては、職員の異動のほか、育児休業によるものでございます。職員手当で246万8,000円の減につきましては、中段以降に各項目ごとの増減額を記載しておりますが、主には職員の異動によるものと人事院勧告による期末手当の減によるものでございます。共済費の277万3,000円の減につきましても、主には期末手当の改正に伴い減となるものでございます。

次に、59ページ、イの会計年度任用職員でございます。職員数で1名の減となっておりますが、子育て支援室や公民館の図書室においてそれぞれ1名の増となりましたが、定額給付金事業の終了による減や幼稚園の預かり保育において採用することができなかった分を差引き1名の減となったものでございます。給与費の報酬で561万円、給料で135万9,000円の減額につきましては、ただいま申し上げました任用職員の減のほか、事業の終了や幼稚園教諭等、任用確定見込みによるものでございます。職員手当の減額につきましては、期末手当の減額や特殊勤務手当で幼稚園勤務職員の担任手当等の減額によるものでございまして、共済費につきましては、給与費の減額及び期末手当の減額に伴い減額となるものでございます。

一番下にあります（2）の表の退職手当負担金14万8,000円の減につきましては、主には会計年度任用職員に係る減でございまして、児童手当16万5,000円の増につきましては正規職員の履歴事項の変更により増額となるものでございます。

人件費につきましては以上でございます。

それでは、5ページにお戻り願います。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 5ページ、第2表地方債補正となります。1地方債の追加です。民生施設災害復旧事業といたしまして240万円増でございますが、令和元年10月の台風19号で被害を受けました町内にあります高齢者福祉複合施設うらいふの復旧事業に伴うものとなっております。

2地方債の変更でございます。一般補助施設整備等事業等農地整備事業経費といたしまして、出来川左岸地区の水路改修を行うため、限度額を530万円増額いたしまして5,020万円とするものでございます。

続いて、八雲児童館解体事業、限度額370万円を減額いたしまして640万円とするものですが、今回八雲児童館の解体が終了いたしましたことから減額とするものでございます。

辺地対策事業、限度額を270万円減額いたしまして1,650万円とするものでございますが、町道岸ヶ森線の事業確定見込みを踏まえ減額するものでございます。

続いて、歳入に移ります。8ページ、9ページをお開きください。

○**税務課長（高橋由香子君）** 1款町税1項2目法人町民税1,550万円の減額ですが、法人町民税について当初の見込みより均等割、法人税割、共に減収になる見込みのため、減額補正をするものです。

4項1目町たばこ税800万円の減額ですが、今後の見込みにより減額するものです。終わります。

○**町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君）** 14款分担金及び負担金2項2目1節①さくらんぼこども園利用負担金43万1,000円の減額、②涌谷保育園利用負担金26万4,000円の減額につきましては、コロナ禍で休園を行った実日数に応じて歳入還付をいたすものと、後期算定による差額を補正いたすものです。なお、登園自粛依頼による家庭保育期間への還付は、歳出でご説明いたします扶助費で対応いたすものです。

⑦放課後児童クラブ利用負担金48万4,000円の減額につきましては、コロナ禍におきます休園中、または登園の自粛依頼による家庭保育期間の実日数に応じて歳入還付をいたすものです。これらの財源には、国からの補助が充てられます。終わります。

○**町民生活課長（今野優子君）** 15款使用料及び手数料1項3目③墓地永代使用料28万5,000円の増額でございますが、町営吉住共葬墓地の使用許可申請があり、その永代使用料1区画分になります。現在、町営吉住共葬墓地の空き区画は残り1区画になります。終わります。

○**まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君）** 16款国庫支出金2項1目1節②特別定額給付金給付事業費補助金390万円の減額、③特別定額給付金給付事業事務費補助費1,246万5,000円の減額は、それぞれ事業が終了し、額の確定によるものです。終わります。

○**企画財政課参事兼課長（高橋 貢君）** 同じく⑱新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金943万9,000円の減額でございますが、既交付済交付金の対象事業において、今後の実績と並びに見込みにより減額するものとなっております。今回減額した交付金につきましては、現在実施の事業等に今後、増額等を見直しを含め対応してまいる予定でございます。

次のページをお開きください。

○**町民医療福祉センター福祉課参事兼課長（牛渡俊元君）** 10ページ、11ページになります。2目民生費国庫補助金⑭障害者地域生活支援事業補助金60万1,000円の増額、これは歳出でご説明いたしますが、今後の見込みによるものです。

○**町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君）** 2目6節児童福祉費補助金⑥子ども・子育て支援交付金255万2,000円の減額は交付申請額に合わせ減額するもので、主に涌谷保育園の子育て支援センターにおいて人員不足により併設した月の減額分、幼稚園での預かり保育園の利用者減少による影響によるものです。補助率は3分の1でございます。

⑬涌谷保育園子どものための教育・保育給付交付金170万1,000円の増額につきましては、歳出でご説明いたします涌谷保育園への委託料の増によるもので、補助率は基準額の2分の1でございます。

⑭他市町村子どものための教育・保育給付交付金177万3,000円の増額につきましては、歳出でご説明いたします他市町村への保育の委託料の増に対する国庫補助金で、補助率は基準額の2分の1でございます。

⑮地域型保育子どものための教育・保育給付金167万5,000円につきましては、歳出でご説明いたします涌谷修紅幼稚園への委託料の増に対応するもので、補助率は基準額の2分の1でございます。

⑯子育てのための施設等利用給付交付金118万4,000円の減額につきましては、他市町村の無認可保育所への委託と幼稚園での預かり保育に対する補助金で、実施数の減により減額いたすものです。補助率は基準額の約2分の1でございます。

次の17款県支出金1項1目2節児童福祉費負担金②から⑤までの増額につきましては、それぞれ国庫補助金においてご説明いたしました県分で、補助率は基準額の約4分の1でございます。

続きまして、2項2目4節児童福祉費補助金⑳子ども・子育て支援交付金255万2,000円の減額は、国庫補助金でご説明いたしました県分で、補助率は基準額の3分の1でございます。

㉑小学校入学準備支援事業補助金4万5,000円の減額は、歳出でご説明いたします事業の確定によるもので、補助率は2分の1でございます。

㉒子育てのための施設等利用給付交付金59万2,000円の減額は、国庫補助金でご説明いたしました県分で、補助率は基準額の約4分の1でございます。終わります。

○**町民医療福祉センター福祉課参事兼課長（牛渡俊元君）** ㉓障害者地域生活支援事業補助金30万円の増額につきましても今後の見込みによるものです。終わります。

○**農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君）** 4目農林水産業費県補助金㉔経営所得安定対策等推進事業費補助金33万3,000円の減額ですが、当初、涌谷地域農業再生協議会で臨時職員を雇用する予定でしたが、応募がなく雇用できなかったために減額となるものでございます。補助率は100%です。

次に、㉕農地耕作条件改善事業交付金231万1,000円の増額ですが、補助率の変更によるもので、当初国50%のみでしたが、変更により国50%、県14%となり、県の分が増額となるものでございます。

次に、㉖担い手確保経営強化支援事業補助金382万2,000円の減額ですが、確定によるものでございます。事業内容ですが、西地区1経営体と笹岳地区2経営体、合わせて3経営体が対象となり、乾燥機、コンバイン、トラクターなどの機械導入で、総事業費7,281万7,000円、補助率2分の1以内となるものでございます。終わります。

○**まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君）** 次のページ、12ページ、13ページをお開きください。5目2節商工振興費補助金1新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金補助金400万円の減につきましては、事業が終了し額の確定によるものです。終わります。

○**企画財政課参事兼課長（高橋 貢君）** 3項委託金1目3節㉗国勢調査交付金13万7,000円の増額でございますが、追加交付されたものでございます。

㉘経済センサス交付金5万7,000円の増額につきましては、交付の確定によるものでございます。

○**総務課参事兼課長（渡辺信明君）** 続きまして、19款1項2目1節㉙指定寄附金11万6,000円の増額ですが、昨年の台風19号の災害復旧支援として今年度いただきました寄附金の増額でございます。この寄附につきましては、歳出の災害対策経費の財源とするものでございます。終わります。

○**教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君）** ㉚教育費寄附金2万円については、教育の一助として新型コロナウイルスをぶっ飛ばせ親睦ゴルフコンペ参加者一同様からご寄附をいただいたものでございます。終わり

ます。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 20款繰入金2項1目1節①財政調整基金繰入金1,279万8,000円につきましては、財源調整として繰り入れするものでございます。

本補正予算可決後の財政調整基金の残高につきましては、6億6,542万6,000円となる予定でございます。

○農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君） 5目①農業高齢者肉用牛貸付基金繰入金37万円の増額、次の22款諸収入①農業高齢者肉用牛貸付金元利収入37万円の増額です。後で歳出の繰出金でも出てきますが、肉用牛の貸付金37万円の返納があったことによるものです。返納の場合の事務の流れですが、まず歳入22款の諸収入で一般会計に入金し、次に歳出の繰出金で一般会計から支出して基金に積み立てます。最後に、歳入20款の繰入金で基金から一般会計に繰り入れするものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 5項5目1節雑入③職員等給食費徴収金236万1,000円の減額につきましては、職員数の減、コロナの影響による食数の減により減額いたすものでございます。終わります。

次のページをお開き願います。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） それでは、14ページ、15ページとなります。⑮中小企業振興資金貸付保証料補給補助金返戻金250万1,000円の増につきましては、中小企業振興資金で繰上償還を行った利用者の保証料の返戻となります。以上です。

○町民生活課長（今野優子君） ⑳狂犬病予防注射負担金17万4,000円の減額でございますが、歳出でもご説明いたしますが、狂犬病予防注射の集合注射委託金の額の確定によるものです。

○建設課長兼建設班長事務取扱（小野伸二君） ⑳町営住宅防火施設整備補助金で6万5,000円の増額でございますが、9月会議でもお認めいただいておりますが、町営八雲住宅に消火栓26基を設置する際の補助金でございますが、当初は2分の1ということでしたが、住宅の総戸数の2分の1を上限とするということになり、総戸数72戸の2分の1、36戸のうち数となったことから全額補助対象となったもので、6万5,000円の増額をお願いするものです。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 3節過年度収入㉓東北観光復興対策交付金2,716万1,000円の増でございますが、こちら令和元年度から繰越事業として実施してまいりました観光事業につきまして、今回事業完了を受け交付されたものでございます。令和元年度事業のため今回過年度収入とされたものでございます。

○町民医療福祉センター福祉課参事兼課長（牛渡俊元君） ㉔社会福祉施設等災害復旧費補助金915万7,000円は、昨年の台風19号により涌谷町高齢者福祉複合施設ゆうらいふの浸水被害に対する国庫補助金を見込むものです。補助率は、特別養護老人ホームが4分の3、デイサービスセンター及び生活支援ハウスが6分の5となります。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 23款町債につきましては、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

歳出に移ります。16ページ、17ページをお開きください。

○議会事務局長（荒木達也君） 1款1項1目議会費議会管理運営経費でございます。3節⑩期末手当につきましては、人事院勧告に伴う議員の期末手当を17万4,000円減額するものでございます。

8節②普通旅費につきましては、議長の東京出張が中止となり20万円を減額、10節需用費②消耗品費3万7,000円につきましては、11節の役務費の契約差金を組替えし、コロナ感染症予防用品の購入に充てるものでございます。

④印刷製本費は議会広報の契約差金を38万円減額するものです。

13節使用料及び賃借料につきましては、本年中止しました議会懇談会の会場使用料を1万8,000円減額、18節のその他負担金につきましては、県町村議長会の各種会議が中止となり、負担金を2万1,000円減額するものです。終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 続きまして、2款総務費でございます。次のページ、18ページ、19ページをお開き願います。

細目2一般管理経費で75万2,000円の減額でございますが、1節の報酬から4節共済費までにつきましては、障害者雇用分として措置していたものでございますが、年度末までの見込みにより減額するものでございます。

8節会計年度任用職員費用弁償1万8,000円の増額でございますが、通勤手当分の年度末までの見込みによるものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 4目財産管理費細目1の管財一般経費654万1,000円の増額でございますが、11節役務費②手数料支障木伐採手数料といたしまして64万7,000円を増額するものでございます。町道箕岳山線の涌谷高校側入り口の路肩で、現状墓地となっております町有地に生えております木から枝が車道に落ち危険であると以前より地元の方々から要望がございました。確認しましたところ、道路脇に生えて、かつ道路側にせり出している樹木が既に枯れており、1メートル前後の枯れ枝が車道に落ちておりました。今後、暴風雨、積雪などあった際には倒木の可能性もあると判断いたし、涌谷町におきましては道路管理者でもあることから早期に伐採を図るものとなっております。

12節委託料①委託料健康文化複合温泉施設指定管理料589万4,000円の増額でございますが、健康文化複合温泉施設天平の湯につきましては、現在も全国的なコロナ感染拡大を受け来客数が大幅に減っているところでございます。今回の増額につきましては、前回定例会10月会議に提出させていただきました補正予算同様に国が交付した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金におきまして、その実施事務事業についてモデル事業が参考に示されており、その中にあります公共施設等の管理・維持体制維持持続化事業あるいは公衆浴場応援事業としての支援等に該当するものとしたしまして、特に指定管理施設を維持管理することについて支出が可能であるということから、今回追加で交付するものとなっております。以上で終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 続きまして、細目2庁舎管理経費で385万1,000円の増額をお願いするものでございます。

10節②消耗品7万1,000円の増額につきましては、役場庁舎に配備しております消火器につきまして本年12月末で有効期限が切れますことから、粉末消火器10本の買換えと消火器の格納箱1台を購入するものでございます。

次の14節①工事請負費で自動火災報知設備工事88万円の増額につきましては、西庁舎に設置しております火災報知機等の消防設備でございますが、設置後42年が経過し、経年劣化により受信機等に不良があるとの消防点検で指摘を受けましたことから、今回更新をお願いするものでございます。

次の17節①庁舎管理用備品購入費で290万円の増額でございますが、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして大会議室用としての抗菌仕様のテーブル30台、同じく抗菌仕様の椅子90脚、事務室用の椅子50脚につきまして、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を財源といたしまして購入するものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 5目企画費細目1企画調整経費41万5,000円の増額です。今回事業といたしまして3事業を行う予定でございます。まず、今回事業に至った経過について説明させていただきます。

今回まちづくり推進課におきまして夏祭りや秋の山唄等のイベントの費用の一部に、大崎地域行政事務組合からの交付金大崎ふるさとづくり基金を活用した市町助成金を充て開催を予定しておりましたが、ご存じのように、本年度、これらイベントがコロナ禍の中で中止となったことから、本来であればこの交付金につきましては返還となるものでございました。しかしながら、協議の結果、趣旨に沿った事業であれば、これから実施であっても可能であるとの大崎の担当のほうから回答を得ましたので、改めて事業を検討し申請し、今回計上させていただきますのでございます。

実施いたします事業は3つを予定しております。1つは、涌谷町黄金大使であります安野希世乃さんの協力の下、今回涌谷町産の酒米「蔵の華」を用いた涌谷町オリジナル日本酒純米大吟醸「稀世」を作成し、活用するものでございます。もう1点につきましては、日本遺産みちのくGOLD浪漫黄金男子・黄金女子というものを設定いたしましてフォトブックを作成するものでございます。もう一つは、涌谷町産ブランド米の「金のいぶき」5周年を記念いたしましておうちで金のいぶきを食べようインスタグラムフォトコンテストをそれぞれ行うものとなっております。

それぞれのイベントについて概略をご説明申し上げます。

1つは、涌谷町黄金大使に就任しました安野希世乃さんとタイアップの下、涌谷町小売酒販組合と連携しまして涌谷町産「蔵の華」を100%、涌谷町オリジナル日本酒純米大吟醸「稀世」を石巻にあります平孝酒造さんで醸造いたしまして、今回令和3年から発売予定とするものでございます。今回この純米大吟醸「稀世」の発売に合わせまして今回涌谷町黄金大使であります安野希世乃さんをお招きし、お披露目会等を検討していきたいと思っております。また、純米大吟醸「稀世」の発売を記念し、ノベルティーリーフレットなどを発売する予定としております。

もう1点でございます。日本遺産みちのくGOLD浪漫的黄金男子・黄金女子のフォトブックでございます。こちらは令和元年度、日本遺産に認定されました涌谷町、気仙沼、南三陸、陸前高田、平泉、2市3町のみちのくGOLD浪漫的歴史、文化財に興味のありますシニア層だけではなく、20代、30代の若者を中心に多くの方に知っていただきたいと、関心を持っていただくことを目的といたしまして、みちのくの金にまつわる歴史資産とともに、そこに暮らす若者たちをモデルとして映像に収めて黄金男子・黄金女子として発信しようとするものでございます。今回は現地にも連れて行っていただいた観光客が、天平のイベントの出展時に記念記録として残しました紙媒体を利用して、観光事業も盛り込んだフォトブックを制作するものでございます。

もう一つは、涌谷町産ブランド米「金のいぶき」5周年記念、「おうちで金のいぶきを食べよう」インスタグラムフォトキャンペーンでございます。日本初の産金地涌谷町が、現在の金として金のいぶきをブランド化を推進し5年目を迎えております。今回日本遺産の認定をパッケージに新たにすることになりましたので、これ

を記念するとともに、コロナ禍において家庭での涌谷町産米「金のいぶき」をさらに認知してもらいつつ、消費拡大につなげることを目的としたキャンペーンを行うものでございます。具体的には、涌谷町産米「金のいぶき」のある家庭の食卓を撮影したものを消費者にInstagramに投稿してもらいキャンペーンとなっております。作った料理の写真でも食べている様子でもジャンルは問わず、1回の投稿の中に必ず涌谷町産米「金のいぶき」のパッケージにどこかに写っていることを条件とさせていただいております。そうした投稿のあった方から、涌谷町公式Instagramアカウントにフォローさせていただきまして、ハッシュタグ#涌谷町、#金のいぶき、#フォトキャンなどをつけて投稿いただき、その中で順位を決定させていただいて順位に応じて記念品を送ろうというものでございます。

予算についてそれぞれ説明させていただきます。

7節報償費報償金涌谷町黄金大使等報償金15万円につきましては、先ほど言いました黄金大使をお迎えしてイベントをするための報償金となっております。

8節旅費普通旅費14万5,000円の減額につきましては、東大寺サミット中止に伴う減額となっております。

10節需用費②消耗品9万1,000円の増額につきましては、建町記念式典中止に伴う減額1万2,000円と黄金大使イベント消耗品の10万3,000円を相殺いたしまして今回9万1,000円として計上させていただくものであります。

④印刷製本費33万9,000円でございますが、先ほど申し上げましたブランド米消費拡大キャンペーン用のポスター等印刷代18万円と、日本遺産PR用パンフレット、先ほど言いました黄金男子・黄金女子のフォトグラフなのですが、15万9,000円と合わせまして33万9,000円を増額するものでございます。

11節役務費①通信運搬費1万5,000円の減額につきましては、建町記念式中止に伴う減額4万5,000円とブランド米消費拡大キャンペーンにおける景品の送料代3万円を相殺して1万5,000円の減額となるものでございます。

②手数料クリーニング代5,000円の減額でございますが、こちらは建町記念式中止に伴う減額となっております。

13節使用料及び賃借料15万円の増額でございますが、こちらは日本酒完成後に黄金大使とのイベントを予定しておりまして、その会場借り上げのため費用として上げるものでございます。

18節負担金補助及び交付金15万円の減額でございます。こちらにつきましては東大寺サミットが中止されたことに伴いまして負担金15万円を減額するものでございます。

細目3基金管理経費931万8,000円の増額でございますが、こちらはふるさと納税のありましたうち、その納税趣旨に沿ってふるさと涌谷創生基金に積み立てを行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） 細目10特別定額給付金事業費1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで総額1,636万円の減額は、事業が終了し額の確定によるものです。終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 続きまして、8目細目1交通安全対策経費で18節④高齢者運転免許取得者教育支援補助金5万円の減額でございますが、新型コロナウイルスの影響により開催を見送ったことによる減額でございます。終わります。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） 10目1コミュニティ事業経費、次のページ、22、23ページをお開きください。10節⑥修繕料3万6,000円の増は、中地区コミュニティセンターで毎年受けており

ます消防点検におきまして、避難誘導灯の劣化が指摘されたことからこれを撤去し、維持費も少ない避難口誘導標識プレートに取り替えるものでございます。

細目2移住定住推進事業経費18節4補助交付金106万5,000円の増につきましては、移住者の住宅取得について今後の見込みを増額いたそうとするものです。終わります。

○**税務課長（高橋由香子君）** 2項徴税費1目細目2税務事務経費会計年度任用職員報酬20万円の減額は、住民税当初賦課事務の報酬について額の確定により減額するものです。

2目細目1賦課事務経費28万6,000円の減額は、社会保険料の確定による1万円の減、需用費につきましては新型コロナウイルス感染症予防対策経費について、今後の見込みにより消耗品費を30万1,000円減額し、印刷製本費については2万5,000円増額するものです。終わります。

○**企画財政課参事兼課長（高橋 貢君）** 5項2目細目4国勢調査13万7,000円の増額でございます。報酬会計年度任用職員報酬1万円、同じく10節の需用費②消耗品費1万円の減額につきましては、今回会計年度任用職員の報酬調整に伴いまして増減を行うものでございます。

3職員手当等時間外手当13万7,000円につきましては、今回国の国勢調査の交付決定通知額の増額分を今回時間外手当に充てるものとなっております。

細目27経済センサス活動調査でございます。10節需用費②消耗品5万7,000円の増額につきましては、今回5万7,000円の交付決定を受けまして増額分に充てるものとなっております。以上で終わります。

○**議会事務局長（荒木達也君）** 6項1目監査委員費細目1監査委員経費7万6,000円の減額については、各種研修会の中止に伴い旅費と負担金をそれぞれ減額するものです。終わります。

○**町民医療福祉センター福祉課参事兼課長（牛渡俊元君）** 26ページ、27ページをお開きください。3目老人福祉費2の敬老事業経費7節報償費①の報償金30万円の減額ですが、100歳の敬老祝金1人10万円を予定しておりますが、3名の方がお亡くなりになりましたので減額するものです。

②の記念品につきましては、敬老者への記念品が確定しましたので6万7,000円の減額となります。

4の老人保護措置経費12委託料につきましては、老人保護措置委託料養護老人ホームへの措置入所者の増により年度末までの見込みによる230万円の増額となります。終わります。

○**町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君）** 細目5介護保険対策経費455万6,000円の増額をお願いするものでございます。

27節繰出金①繰出金介護保険職員給与費等繰出金6万8,000円の減額は、人事院勧告による人件費分の減、介護保険事務費繰出金593万1,000円の増につきましては、令和3年4月改定の介護報酬改定対応によるシステム改修の補助残分の繰出金、介護保険その他地域支援事業繰出金130万7,000円の減は、主に人件費となりますが、人事院勧告による減と、国庫補助金等の決定により一般会計負担分との調整によるものでございます。

細目7後期高齢者医療対策経費118万8,000円の増額をお願いするものでございます。

①の繰出金高齢者医療制度円滑運営事業費繰出金の増額となります。後期高齢者医療におけます令和3年度税制改正に伴いますシステム改修の補助残分を繰り出しするものでございます。終わります。

○**町民医療福祉センター福祉課参事兼課長（牛渡俊元君）** 4目障害者福祉費1の在宅障害者福祉費9万円の減額につきましては、1の報償費、それから3の職員手当、8の旅費、共に会計年度任用職員の年度末までの見込

みによるものでございます。

次の7の地域生活支援費になります226万円の増額でございますが、12節委託料196万円、訪問入浴サービス事業委託料50万円、移動支援事業費委託料6万円、日中一時支援事業委託料140万円、それから次の扶助費日常生活用具給付費の30万円、これはいずれも利用の増加によります年度末までの見込みによるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 2項児童福祉費、次のページをお開き願います。1目細目4保育委託経費のうち12の①保育委託料1,060万円の増額につきましては、当初予算編成時からの児童数の増減、公定価格の増によるもので、内訳は、涌谷保育園376万円、涌谷修紅幼稚舎330万円、他市町村保育所354万円となっております。子育てのための施設等利用給付委託料90万円の減額につきましては、町外の認可外の保育所への委託費の減によるものです。電算処理業務委託料1万2,000円の減額につきましては、確定によるものです。

細目5子ども医療費支給経費12の①受給者証作成業務委託料1万9,000円の減額は、事業確定によるものです。

細目6子育て世帯臨時特別給付金給付事業費のうち、1報酬から8旅費までは見込みにより増減いたすものです。

10節需用費②消耗品費25万円の増額につきましては、次の11節役務費から12節委託料においてそれぞれ事業の確定がありましたので組替えをいたし、消耗品費で調整いたすものです。

細目7子育て支援経費7節①第3子小学校入学祝金9万円の減額、22節①令和元年度子ども・子育て支援交付金返還金1,122万9,000円につきましては、この交付金の制度上、年度途中での減額が認められず、翌年度精算になるもので、昨年度の分でございます。今回の償還の主な要因は、涌谷保育園で実施されています子育て支援センター事業において保育事業とセンター事業の保育士の兼務があり、補助申請額の大幅な減額があったことと、健康づくり班において昨年度、開設準備を進めていた子育て世代包括支援センターがその開設が今年度になったこと、さらに放課後児童クラブの備品に対する補助金が24時間テレビからの寄附で不用になったことなどがありました。

細目8児童虐待防止対策経費1節報酬と8節旅費につきましては、予算不足による組替えをいたすものです。

細目10幼児教育保育無償化事業費につきましては、3節職員手当から次のページをお開きください、8節旅費まで次の10節需用費消耗品費から予算の組替えを行うものです。

細目11、未来のわくやっ子応援給付金事業費10節需用費②消耗品費1万7,000円の増額は、次の11節役務費②口座振替手数料の確定による予算組替えでございます。

19節扶助費①未来のわくやっ子応援給付金500万円の増額につきましては、8月会議でお認めいただきましたコロナの影響が大きい妊産婦さんに1人当たり3万円を給付してまいりましたが、今回追加給付事業として生まれた子どもさんに対して7万円を支給し、新生児の感染予防に努めていただこうとするものです。これまでの支給は7月末までで45名、今後の見込みで50名、追加支給で50名を見込んでおります。

細目12感染症対策支援事業費1節報酬から8節旅費まで独自に保育士確保ができましたことから増額をお願いし、次の細目12委託料感染症対策保育士増員委託料から予算組替えを行うものです。

次の使用済紙おむつ回収事業委託料68万1,000円の減額につきましては、契約差金でございます。

19節扶助費保育園児保護者支援事業給付費239万2,000円の減額につきましては、コロナ禍での家庭保育をしていただいた保護者への利用料金相当額の給付金でございますが、国の制度により休園分は歳入還付で対応し、登園自粛分はこの給付金で対応することになったこと。さらに、見込みにより人数、日数が少なくなったことによる減額でございます。

次の放課後児童クラブ保護者支援事業給付金90万円の減額につきましては、全て国の制度による歳入還付となったことによるものです。

3目母子父子福祉費細目4ひとり親世帯臨時特別給付金事業費10節需用費②消耗品費1万7,000円の増額は、11節役務費①通信運搬費の事業確定による予算の組替えでございます。

4目児童館費細目2児童館運営事業経費11節役務費②手数料機械警備機器撤去手数料4万円の減額につきましては、昨年度まで涌谷第一小学校の1教室をお借りしての放課後児童クラブの運営時に機械警備を行っていましたが、小学校との調整により撤去ではなく切替えといたすことによる減額でございます。

次のページをお開き願います、細目3児童館施設整備費14節工事請負費①八雲児童館解体工事407万円の減額につきましては、事業終了により減額いたすものでございます。

5目児童福祉施設費細目2放課後児童クラブ運営事業費でございますが、10需用費から11役務費まで今後の事業見込みにより減額いたすものです。

12節委託料放課後児童クラブ運營業務委託料につきましては、コロナの影響で4月、5月と学校が休業になったため、放課後児童クラブで午前中から児童の受入れを行ったことによる委託料の増額で、財源に国の100%補助が手当てされます。

細目3放課後児童クラブ感染症対策経費10節需用費②消耗品費の93万1,000円の減額につきましては、次の17節備品購入費93万1,000円の増額との予算組替えで、各放課後児童クラブにおいて新型コロナウイルス感染症対策用備品として机、椅子等を購入いたすものです。

6目保育所費につきましては、細目3こども園経費におきまして現時点で年度末までの見込みで、1報酬から4共済費まで年度末までの減額をいたすものです。

10需用費⑦賄い材料費30万円の減額と、次の12節委託料の外部搬入給食業務委託料の23万6,000円の減額につきましては、コロナの影響による食数の減に伴う減額でございます。

細目4感染症対策経費につきましては、細目3の⑤②時間外勤務手当で不足が生じる見込みから10節需用費②消耗品費からの組替えを行うものです。終わります。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） 次、4款1項1目細目3母子保健事業費142万3,000円の減額をお願いするものでございます。内訳といたしまして、7節報償費母子衛生指導医師等謝礼16万2,000円の減額につきましては、4月に新型コロナウイルス感染症の非常事態宣言の発令により、4月、5月の乳幼児健診を中止しました。その健診に係る医師謝礼分と今後の見込みによる減額となるものでございます。

次の11節から17節の補正につきましては、10月1日に立ち上げいたしました子育て世代包括支援センターわくやっ子センターに係る事業確定による減額補正となります。

11節役務費②手数料32万5,000円の減額につきましては、追加システム導入時の保守分も委託料の中に組み込んだことによる減額、12節委託料85万円の減額は、システム見直し導入による導入確定差金による減額、17節

備品購入費8万6,000円の減額は、記録保存用キャビネット導入確定による減額となるものでございます。

36ページ、37ページになります。

○町民生活課長（今野優子君） 3目環境衛生費細目2環境美化推進経費17万4,000円の減額でございますが、毎年実施しております狂犬病予防注射の集合注射委託料について額の確定により減額をお願いするものでございます。歳入と同額になります。終わります。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） 次、4目細目1疾病予防対策事業経費27万4,000円の減額をお願いするものです。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、17節備品購入費として体温測定用サーモカメラの導入におきまして、導入額の確定により差額分27万4,000円の減額をお願いするものでございます。終わります。

○町民生活課長（今野優子君） 2項1目細目1塵芥処理経費123万8,000円の減額でございますが、13節使用料及び賃借料10万円の減額につきましては、秋の一斉清掃の際に収集運搬車両を借り上げせずに実施したことにより減額となります。

18節負担金補助及び交付金113万8,000円の減額につきましては、大崎地域広域行政事務組合の負担金の額の確定によるものです。

続きまして、2目細目1し尿処理経費59万3,000円の減額につきましても、大崎地域広域行政事務組合の負担金額の確定によるものです。終わります。

○町民医療福祉センター総務管理課長（紺野 哲君） 4項2目細目1世代館研修館運営経費12の①世代館研修館指定管理料243万1,000円の増額ですが、世代館研修館の事業継続支援経費として措置するものでございます。コロナウイルス感染症の関係で施設の利用者数がいまだ戻らないことから、円滑な事業実施のため継続支援経費を指定管理料として増額するものでございます。財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。終わります。

○農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君） 6款農林水産業費1項1目細目5中間管理事業事務経費です。次の38ページ、39ページをお開き願います。1節報酬と10節需用費を組替えするもので、会計年度任用職員の勤務時間調整によるものでございます。

次に、3目細目1農業振興対策事業費10万円の減額ですが、今年の9月に開催予定だった全国豊かな海づくり大会が新型コロナウイルスの影響で1年延期になったものでございます。

次に、細目2基金管理経費95万円の増額ですが、新型コロナウイルス対策の農畜産業支援資金利子補給金の令和3年度から令和7年度までに交付する分を基金に積み立てするもので、今後の見込みで増額するものでございます。

次に、4目細目1畜産振興事業費610万円の減額ですが、新型コロナウイルス対策の肥育牛生産農家事業継続奨励金の確定見込みによる減額でございます。

次に、細目2基金管理経費37万円の増額です。歳入でも説明いたしましたが、肉用牛の返納金を一般会計から支出して基金へ積み立てするものでございます。

次に、5目細目2農地整備事業経費です。次のページをお開き願います。12節委託料と14節工事請負費を組替えするもので、農地耕作条件改善事業の計画変更によるものです。当初桑木荒地内に野菜団地を計画しました

が、県及び土地改良区と協議した結果、砂田前地内の農業用水路工事に変更するものでございます。

次に、17目細目1水田農業構造改革対策事業経費415万5,000円の減額ですが、歳入で説明した補助金の内容となり、歳入と同額を計上したものでございます。終わります。

○議長（後藤洋一君） 休憩します。再開は2時20分とします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時20分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開いたします。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） それでは、7款商工費となります。1項2目1商工対策経費7節報償費5万円の減額につきましては、飲食店等新生活スタイル移行支援事業におきまして、当初、外部の講師を招聘しての講習会開催を見込んでおりましたけれども、県の職員による講習会が実現しましたことから、講師謝礼を全額減額するものでございます。

18節4補助交付金684万8,000円の減額のうち、涌谷事業者継続支援金30万円の減額及び新型コロナウイルス感染拡大防止協力金補助金600万円の減額につきましては、事業の終了による額の確定によるものです。

中小企業振興資金貸付保証料補給補助金54万8,000円の減額につきましては、中小企業振興資金融資による保証料につきましては、信用保証協会からの請求額の確定によるものです。

続きまして、2企業誘致対策経費8の②普通旅費22万1,000円の減。次のページ、42ページ、43ページをお開きください。11の①通信運搬費2万8,000円の減。1つ項目を飛ばしまして18の③その他負担金10万円の減につきましては、県で主催します企業立地セミナーが新型コロナウイルスの影響で中止となりましたことから、その所要額を減額するものです。

戻りまして、14の①工事請負費100万円の増につきましては、現在、小谷地地内に野菜カット工場を建設しております有限会社氏家農場に、涌谷企業立地促進条例に基づき便宜供与として下水道に接続するための公共ますの設置等について町で工事を行おうとするものです。終わります。

○建設課長兼建設班長事務取扱（小野伸二君） 8款2項1目細目2道路橋梁総務経費で6万円の増額をお願いするものでございますが、10節⑥修繕料で道路照明灯2基分の修繕料といたしまして6万円をお願いするものでございます。

続きまして、2目細目1道路維持補修事業費395万円の増額でございますが、3節⑤⑤パートタイム会計年度任用職員の期末手当5万円の減額ですが、こちらは年度途中で退職されたことによる減額となります。

12節委託料200万円の増額でございます。町道維持補修委託料といたしまして、小規模工事等の補修に要する費用等を行う業務といたしまして200万円の増額をお願いするものでございます。

14節工事請負費で200万円の増額でございます。町道成沢横沢線に係る成沢2号橋の橋梁補修等の工事費用に要する経費となります。

次のページ、44ページ、45ページをお開き願います。3目細目1道路新設改良事業費で249万円の減額でござ

います。14節の工事請負費で交付金事業で既に橋梁の整備を行っているところでございますが、交付金以外の町単独事業に係る分といたしまして10万円の増額、また辺地債といたしまして岸ヶ森線の舗装補修等をやっておりますが、こちらの事業の完了見込みといたしまして259万円の減額を行うものでございます。終わります。

○上下水道課参事兼課長（平 茂和君） 3項4目細目1下水道事業費18節負担金補助及び交付金並びに23節投資及び出資金は、繰出事業費内訳の組替えによるものです。終わります。

○建設課長兼建設班長事務取扱（小野伸二君） 4項1目細目1公営住宅管理経費といたしまして100万円の増額をお願いするものですが、10節⑥修繕料といたしまして町営八雲住宅の空き部屋の修繕に要する費用といたしまして100万円をお願いするものでございます。終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 9款消防費1項5目細目2災害対策経費10節②消耗品で11万6,000円の増額でございますが、歳入でも説明いたしましたが、昨年の台風19号の災害支援給付金を財源といたしまして避難所用パーテーション等消耗品費の増額をお願いするものでございます。

17節①避難所用備品購入費で267万1,000円の減額でございますが、各避難所に設置しますブルーヒーター等購入費及び防災倉庫購入に係る契約差金でございます。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 10款教育費でございます。46、47ページをお開き願います。

1項2目事務局経費細目2の14節①工事請負費小・中学校空調設備工事929万5,000円については、昨年度まで各小・中学校の普通教室及び職員室に空調設備の整備を行ってまいりましたが、それ以外の教室については補助対象外であることから整備を見送っておりました。しかし、コロナ禍において密を避けて授業を行っていることから、利用頻度の高い教室に空調設備を整備しようとするものです。財源として新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用させていただき、涌谷第一小学校に3台、月将館小学校に1台、篁岳白山小学校に1台、涌谷中学校に2台、合わせて7台を追加整備させていただこうと考えております。

18節④補助交付金修学旅行等補助金は8月会議においてお認めいただいたところですが、密を避けるためのバスの増便や変更に伴う手数料などに使用させていただいておりました。予算の中でほとんどを占めていたのは、修学旅行が直前でキャンセルとなった場合の費用負担でございます。幸いにも修学旅行の中止した学校はなく、中止に伴うキャンセル料は発生していないことから、951万4,000円を減額しようとするものです。

細目4遠距離通学対策経費22節①償還金です。償還金僻地児童・生徒援助費補助金返還金695万円でございますが、この補助金は学校統合により遠距離通学になった児童・生徒に係る交通費の2分の1を学校統合から5年間、国が負担する事業となっております。遠距離通学とは、通学距離が、小学校は4キロメートル以上、中学校は6キロメートル以上となります。当町において対象となったのは平成23年4月、涌谷第二小学校と涌谷第三小学校が統合し、月将館小学校が誕生いたしました。平成27年4月には涌谷中学校と篁岳中学校が統合し、新生涌谷中学校が誕生、平成28年4月には小里小学校と篁岳小学校が統合し篁岳白山小学校が誕生し、これらの運行委託に係る対象児童・生徒に係る費用の2分の1を補助金として交付されておりました。この補助金に対して昨年、令和元年5月、会計実地検査が行われ、平成27年から平成30年度までに交付された3,987万6,000円のうち、695万円が過大に交付され適切とは認められないとされたことから返還しようとするものです。

返還の内訳といたしましては、平成27年度、123万5,000円、平成28年度、500万2,000円、平成29年度、19万5,000円、平成30年度、51万8,000円が過大とされたものです。指摘された内容といたしましては、通学距離を

算定するに当たり、当町においてはバス停から学校までの距離で算定しておりましたが、児童・生徒一人一人の住所から算定すべきであったこと。また、準要保護に認定された児童・生徒を除外していないため過大となったことなどが指摘されたものでございます。補助金交付に当たっては、県の担当課を經由して申請していることから県の審査が不十分であったことも指摘されておりますが、当町において補助対象経費の算定について理解が不十分なまま、毎年の補助申請を行っていたと指摘されております。会計検査院から指摘され補助金返還となりましたことについては大変申し訳ありませんでした。なお、この補助金は、箕岳白山小学校の統廃合から5年が経過する今年度が最後の申請となります。

細目10 G I G A スクール整備14節①工事請負費 G I G A スクールネットワーク工事888万7,000円の減額と、17節①備品購入費 G I G A スクール用備品購入費713万9,000円の減額は、いずれも入札差金を減額いたそうとするものでございます。

2項1目細目2小学校管理経費3節細節⑤⑤期末手当5万円の減額、4節共済費、次のページをお開きください。③社会保険料131万3,000円の減額は、小学校の会計年度任用職員の年度末までの見込みを減額いたそうとするものです。

10節⑥修繕料は消防点検で指摘のあった火災報知機の修繕やトイレ排水管などの修繕を行うための費用として35万円の増額をお願いするものです。

2目細節1小学校教育振興経費2万円は、歳入にございました指定寄附金新型コロナウイルスをぶっ飛ばせ親睦ゴルフコンペ参加者一同様からの寄附を使わせていただきまして、涌谷第一小学校図書館の図書購入費に充てさせていただこうとするものです。

細目2小学校課外活動経費7節①報償金講師謝礼1万3,000円の増額と10節②消耗品費1万3,000円の減額は、涌谷第一小学校のマーチングバンドの演奏演技指導講師の指導時間が増えたことによる組替えをお願いいたそうとするものです。

3項1目細目2中学校管理経費4節③社会保険料24万2,000円の減額は、中学校の会計年度任用職員の年度末までの見込みを減額しようとするものです。

10節⑥修繕料20万円の増額については、消防設備点検での指摘のあった自動火災報知機設備などの修繕に係る費用と、年度末までの見込みにより増額をお願いするものです。

4項1目幼稚園費にまいります。次のページ、50ページ、51ページをお開きください。

細目2幼稚園管理経費4節③社会保険料1万円の減額は、年度末までの見込みにより減額いたそうとするものです。

7節①報償金園医謝礼3,000円の増額は、園児の数が確定したため、不足する費用の増額をお願いするものです。

8節②普通旅費5万円の減額と、13節①使用料及び賃借料ガスコンロ等借上料3,000円の減額、遠足引率者入館料1万2,000円の減額、合わせて1万5,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症により行事を見直したことによる減額となります。

細目4預かり保育事業経費1節報酬100万円の減額、2節給料65万9,000円の減額、3節職員手当44万7,000円の減額、4節共済費65万円の減額につきましては、会計年度任用職員に係る年度末までの見込みを減額しよう

とするものです。終わります。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 細目5 幼稚園保育委託経費12節委託料①外部搬入給食業務委託料41万4,000円の減額につきましては、コロナ禍の影響による食数の減によるものでございます。終わります。

○生涯学習課参事兼課長（佐々木健一君） それでは、52ページ、53ページをお願いいたします。細目2 公民館運営経費で1節報酬、3節職員手当等、8節旅費につきましては、会計年度任用職員の年度末までの見込みによる増減でございます。

7節報償費の報償金につきましては、実績による減額でございます。

10節需用費の消耗品費30万円の増額につきましては、感染症対策用品の年度末までの見込みによるものでございます。

11節役務費の手数料30万円の増額につきましては、公民館の換気を含む空調設備に不具合が生じているため、保守点検をお願いするものでございます。

17節備品購入費で125万円の増額につきましては、大型の自立式パーテーション、デスクスクリーンなどの感染症対策用の備品購入でございます。

3目文化財保護費24節積立金で107万円の増額につきましては、ふるさと納税分を歴史文化基金へ積み立てるものでございます。

6項1目保健体育総務費の8節旅費で5万6,000円の減額につきましては、授業中止のための減額でございます。

54ページ、55ページをお願いいたします。

18節その他負担金につきましては、事業中止のため額の確定による減額でございます。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 2目給食センター運営費細目2の10節③燃料費50万円の減、⑤光熱水費60万円の減額につきましては、年度当初、学校の臨時休業により給食の提供を行わなかったことによる年度末までの見込みを減額しようとするものです。終わります。

○生涯学習課参事兼課長（佐々木健一君） 3目体育施設費で1節報酬、8節旅費の減額につきましては、会計年度任用職員の年度末までの見込みによるものでございます。

10節需用費の消耗品で20万円の増額ですが、感染症対策用品の年度末までの見込みによるものでございます。

12節委託料の5,000円の減額につきましては、額の確定によるものでございます。

17節備品購入費につきましては、乗用草刈機の購入差金の減額でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

初めに、人件費全般について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に、5ページ、第2表地方債補正について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に歳入に入ります。歳入は一括質疑となりますが、23款町債は省略いたします。

8ページ、1款町税から13ページ、22款諸収入までについて質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に、歳出に入ります。

歳出は款項をもって質疑となります。

16ページから17ページ、1款議会費1項議会費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 16ページから23ページ、2款総務費1項総務管理費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 22ページから23ページ、2項徴税费、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 同じく、22ページから23ページ、3項戸籍住民基本台帳費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 24ページから25ページ、5項統計調査費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 同じく、24ページから25ページ、6項監査委員費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 24ページから27ページ、3款民生費1項社会福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 26ページから35ページ、2項児童福祉費。9番。

○9番（杉浦謙一君） 29ページ、保育委託料、説明の中で社会福祉法人涌谷みぎわ会涌谷保育園の委託料として376万円というふうな説明だと思いましたが、今日の保育士は11名で保育補助が2人ということで、昨日は保育士が11名、保育補助が3名ということで1人減ったというような状況で12月になっても大きく変わってはいないんですけど、そういった中でこの委託料が何の対策もしない場合、来年度も変化があるのかなのか。

あと、希望を今、次年度の新しい保育園、幼稚園もそうですけど、希望を取っていると思います。一応心配なのは待機児童がどうなるのかというのがちょっと見通しがどうなのか、お聞きします。

転園というのを先ほど行政報告の中でも触れておりましたが、今年度はいいかもしれませんけれども、4月から、次年度から新しい子供たちが入ってくるとなると待機児童の面でどうなのかというのがちょっと気になるのでお聞きしたいと思います。

あと、紙おむつ、コロナ対策ですけども、使用済紙おむつ回収事業、今年度3月までの事業だと思いますけども、これはさくらんぼも含めてこの事業を委託していると思うんですけども、次年度は保護者にアンケートを取るような話をしているんですけど、ちょっとまだそういう話がないんですけども、次年度はどのように伺いたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） お答えいたします。

まず、1番目でございますけれども、委託料の関係で保育士が不足の中でも来年度も委託料、どうなるのかというご質問だと思いますけれども、まず、委託料は公定価格の中で国が定めた価格を、児童1人当たりの委託費を払っているところでございます。その中で、保育士の不足が生じて子供をお預かりできないとか、数が少なくなるとか、そういったことがあれば、委託費は減っていきます。さらに、今年度、涌谷保育園がこれまで保育士が豊富にありまして様々な加算ということで保育士の数によって加算がありましたけれども、今年度におきましても、その加算は精算ということで減額になるかと思っております。

2問目でございますが、来年度の待機児童のことをご心配ということだと思いますけれども、今年度の申込みは既に終わっております。利用調整に入る直前にこのような事件が起こっているところでございます。

涌谷保育園におきましては、12月1日以降も継続で保育を行うということで保護者にも通知しておりますし、町にも報告をしております。しかしながら、昨日の県への報告の中で保育士の数が足りない見込みであることと、町に児童を委託をお願いされているところがございますので、まずは今年度のお子さんのことを考え、来年度については町といたしましても、これまで今年度の4月に待機児童ゼロまで持ってきたこともありますので、鋭意努力して待機児童をなくしていくことに専念したいと思っております。

それから、3問目でございますけれども、紙おむつのことでございますけれども、3園で紙おむつの回収を初めております。各園にどのように来年度、しますかということ聞いておりますけれども、涌谷保育園、修紅幼稚園、それからさくらんぼこども園でも継続したい旨の意向を聞いております。また、さくらんぼこども園においては、保護者へのアンケートを行っておりましておおむね半数、継続してほしいというような回答を得ておりますが、今後、もっと細かい数字をお示ししながら保護者の皆さんと園と一緒に考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 状況的には余り、本来メールといいますか、保護者に来ている情報は、12月からも大丈夫ですというメールが来ているという状況で、求人してもなかなか状況は今日も余り変わらなかったもので状況は変わらないんだなと思っております。

宮城県の子育て社会推進室、11月30日に涌谷保育園から午後8時過ぎにファクスで報告が来ておりまして、それに基づいて今日の行政報告だと思います。ちょっと深刻なのは、25日付で新園長が退職していて、11月22日に新園長と懇談する機会がありましたので状況をちょっとお話を聞いたんですけども、やはり理事長という方のパワハラがひどくて、新園長もとても早く辞めたいというのが新園長からだったので、多分それが原因で25日に辞めてしまったんだなと思っております。ただ、新園長も新聞報道にあるように、保護者会からの説明会を求めていたんですね。けども、実現せず保護者の会長から連絡を取っていますからやらなくて大丈夫ですということと、あと、私も質問したんですけど、市町のコンビニでビールではなくてジュースを飲んでいるんだということ、飲み物はどうのこうのという話でなくて、店頭のポスターに寄りかかって飲んでいること自体が、やはり子供たちに座って飲みなさいと言っている保育園のトップの方が、そういったことをやること自体がどうなのかなということは、皆、保護者の皆さんからも言われております。

いずれにしても、11月30日に理事会をやったようなんです。12月1日に私も参加したんですけども、保護者会と申入れを園に午後6時半に集まって申入れをいたしました。ですけど、理事長は車なかったので不在で、園

の職員に手渡しをしましてその場で理事長と携帯で電話してくれとしたんですけど、結局連絡つかないで、私から言うと、ちょっと不誠実な対応なんじゃないかと思うんですけど、いずれにしても、今日の行政報告にありましたけども、園から保護者に説明をすると、説明責任を求めるということを、町からもやるという話だったんですけど、こういった状況で果たしてそう簡単に理解して説明会やるかどうかと。これは今後の町の強い働きかけが大事なんじゃないかと思うんですけど、そういった点でもう一度、今日の行政報告じゃありませんけれども、もう少し強く言っていただければと思います。

あと、紙おむつの件は、これからコロナの財源がなくなると思いますけれども、そういった点で保護者が有料でやる可能性もあると思うんですけど、その点、2回目、質問したいと思います。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 保護者の説明会の要望につきましては、県からも文書で要請しているところでございます。

それから、2点目の紙おむつにつきましては、当初始めるときに保護者への通知の中に、今年度限りの事業で来年度からはご負担をいただくことも通知しているところでございまして、その際はアンケート等で皆様のご意見をお聞きしながら決定していきたいということでお話ししているところで、今後、検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 紙おむつの件は分かりました。

先ほどの最初の涌谷保育園の関係ですけど、最低限、説明責任、特に何か要望しているわけじゃない。不安な保護者、臨時総会でも泣き出す保護者もおりましたから、とにかく説明だけしてくれという、そこだけなんです。だから、大きなのをやってくれというわけじゃないんです。そこですから、県もそうですし、ぜひ、町は何もしていないと私は思っていないんですけどぜひ強く言っていただきたい。このままずるずると多分終わっちゃうんじゃないかなと。私はこの経過を見ると、ずっと経過を見ると不誠実な、私からすれば、特に理事会は不誠実な対応しか取っていないと思うんですけど、やはりその点、県と町と一緒に対応してもらえばと思うんですけど、いかがですか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議員おっしゃるとおりです。この件につきましてなぜ説明会を開かないのか、何が要因となって説明会を開かないのか。これは、もし私が町長の立場で町民の団体各位から何か不祥事が起きたときに説明を求められたときに、当然、その原因と対応について説明せざるを得ない、そういう責任がございます。やはりそういう立場である方は当然のことだと思っておりますので、前から保護者の方々に説明をするようにということでありますけれども、その言葉がなかなか届かないという形で来ましたが、さすがに私も子供たち、親御さんの動揺を考えますと、強い憤りを感じながら指示しているところでございます。

そういった中で、県も同じ思いで強い指導を今、行っているところでございますけれども、説明するというのはこんなことは当たり前の中の当たり前だろうということでもありますので、別に無理をしているわけでないし、町の子供たち、親御さんたちが非常に不安を感じている中で、それを町長として言わないほうがおかしいというので、この前も早速保護者の皆さんと同じ行動を取るようにということで指示していますが、なぜ連絡が取

れないのか、なぜ対応しないのか、言いたいことがあれば、その場所でしっかりと話せばいいだけの話でありますので、今後とも強く事業継続したいという考えを持っているようですから、その上で強くさらに求めて、どういふことでもしっかりとした説明して説明責任を果たして、その上で保護者の方々のご意見を聞きながら今後の対応というものも示していただければと思っておりますので、再三再四にわたってそのことは要望させていただきます。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。6番。できるだけ、補正予算ですので予算に関する質疑をお願いします。

○6番（稲葉 定君） 分かりました。ただいまに関連するんですけども、この場で言うのはちょっと申し訳ないんですけども、保育委託料なんだけれども、もしかしてただいまの涌谷保育園の保育士さんが定員に満たない状態が続く場合、県の許認可というのは取消しになったりしないんでしょうか。最初にそれを聞いておきたい。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） お答えいたします。認可の所管は県ということで、私どももいろいろなことをお伺いしておりますけれども、今、議員さんおっしゃったようなことが継続である一定期間、保育士が不足している状況が続いた場合、何度かの県からの指導にも応じない場合などは、そういった認可の取消しというのも考えられるというふう聞いております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 6番。

○6番（稲葉 定君） 認可取消しがいつになるのか分かりませんが、もしかしらこの補正にある委託料の執行ができなくなるという、そういったおそれもあるのかなと思うんですけど、それはどうなんですか。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） ちょっとあの、認可が下りなくなった場合、委託料をお支払いしないのかというふうにとすれば、そのとおりでございます。

○議長（後藤洋一君） 6番。

○6番（稲葉 定君） 最悪の場合、そうなるんでしょうけども、そうならないように努めていただくように、先ほど来も説明責任を果たしていただくようにというのが出たんですけども、そういったことも併せて子供たちのためにこういったことの執行を中止したりならないように、そういったことを求めていくことも大事だと思うんで、その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 答弁はよろしいですか。（「一応切って」の声あり）
次に入ります。

34ページから37ページまで、4款衛生費1項保健衛生費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 36ページから37ページ、2項清掃費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 同じく、36ページから37ページまで、4項医療福祉センター費。1番。

○1番（黒澤 朗君） 1番黒澤でございます。世代館研修費なんですけども、委託料としてコロナの影響で事業継続のための243万円ということでしたんですけど、世代館ということは研修館の利用状況はどうなっているん

ですか。

○議長（後藤洋一君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（紺野 哲君） 研修館宿泊の関係で申し上げますと、4月、5月とコロナの関係で休館いたしたこともあります。7月、8月と元年度ですと、180件とか、8月で290件の宿泊者の数があるんですが、7月で令和2年度は54件、8月が114件という状況でございました。それから、9、10、11と元年度については200前後の宿泊者数がありましたが、2年度に件数としては150、160件程度ということで、いずれにしても、コロナの関係で利用者数は減少したのが、夏休みというか、休館を終えた後に幾分でも戻ってくるのかなと思っておったんですが、全国的な第2波、第3波と言われているような状況もありましてなかなか伸びていないというような状況がございます。終わります。

○議長（後藤洋一君） 1番。

○1番（黒澤 朗君） 今現在の利用状況を聞いてみますと、工事関係者とかいろんな方が入ってさほどの落ち込みがないという中、また200万円程度のお金を入れるというのはどういうことなのかと思ひまして。何か公社のほうから要望があったとか、何に使うとか、そういう話ではないんですか、ただ入れておくということなんですか。

○議長（後藤洋一君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（紺野 哲君） 先ほども数字でお示しましたが、前年度、月ごとに200程度ある利用者数が150なりというふうには減っているというのは、ご理解いただけるものと思います。それで、公社というお話でいいますと、説明の中では企画財政課のほうで天平の湯なども絡めて収益がなかなか見込めないという状況もございまして、所管は違うんですが、世代館研修館についても同様に公社と協議を行いまして、コロナウイルスの交付金をそのまま10分の10で充てることができる、その事業として認められることができるということで継続支援経費ということで充てるものでございます。

○議長（後藤洋一君） 次に入ります。36ページから41ページまで、6款農林水産業費1項農業費。8番。

○8番（久 勉君） 41ページなんですけど、一番上の工事請負費の12の委託料で農地耕作条件改善事業委託料1,651万円の減、そして、工事請負費で同額を増、説明では、改良区と、よく聞き取れなかったんですけど、何か改良区と協議の結果、委託は受けられないので町で独自でやっていく。何か場所も変更なんですか、これ。見ると、これはさっき水道にもお話ししたんですけど、予算計上するに当たってどこまで準備してやったかというのは何で今の時期に出てくるのか。他の団体と協議しなければならなかったならば、あらかじめ協議して整えておいて予算要求するとか、その手順が、もう12月ですよ、あと3カ月しかないのを1,650万円の工事できるのかなと思う。見れば、これは単費みたいですし、本当にこの工事というのは必要な工事だったのかどうか、そこまで疑問が湧いてくるんですけど、いかがですか。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君） 農地耕作条件改善事業の関係でございまして、この事業は、圃場整備に関係します出来川左岸下流地区の関係でございまして。それで、平成28年度から令和2年度までの5カ年計画でソフト事業とハード事業を行うもので、今回はハード事業の分でございまして、当初、みどりの農協の子会社がこの出来川左岸下流地区の圃場整備地区外の桑木荒地内に野菜団地を計画したわけな

んですが、そこで委託料を計上したわけですが、これをJA、農協の理事会に諮ったところ、事業計画が否決されましたものですからこの野菜団地の計画ができなくなりました。このため、代わりに何かをやらなくちゃいけないということで、こちら国の補助事業になっていますので県と土地改良区と協議しまして、場所は変わりますけれども砂田前地内の農業用排水施設工事に計画変更、やむを得ず計画変更したものでございます。

○議長（後藤洋一君） 8番。

○8番（久 勉君） どうも説明聞いても納得いかないのは、その5年間でやろうとしていて野菜団地造ろうということで始めたのが、野菜団地が農協の理事会で否決されたとか、そういったのに町の予算ってなぜ投入しなきゃいけないんですか。国庫補助と言うけど、財源だってこれは一般財源じゃないんですか、あっ、国庫補助か、ごめんなさい。いずれ準備が不十分といいますか、予算計上に当たっての何というんですか、そういった他団体とのことでやらなきゃいけないことであれば、なおさらきちんとした準備をしておくのが当然であって、よく分からないのですが、野菜団地から何で排水路の整備に代わっていくのかというのも分からない。やらなければならないということはないんじゃない、そういうことだったら。全然違うものにしていくという、そんなにそんなに簡単に議会の議決までいただいてそうやって説明してやってきたのを、他団体の都合で代えざるを得ないということは、どうも納得がいけないというか、そんなにそんなに町の予算を軽く考えているといいますか、そういう団体とどんなお付き合いをしていけばいいんですかね、町長、どうですか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） この件につきまして私も町長に就任してこういったようなことがあるというのは、全く同じ思いです。やはり事業というのはしっかりとした目的に沿って事業が組まれて、そして、本来の目的を果たすように最終章を迎えるというのが本来であろうと私自身も思っておりますけれども、途中で代わるというのは、よほどの需要が、目的がそれじゃなくてこっちのほうだよというのは、聞いたときはそういうこともあるかと思いますが、こういったような事業の組み方というのは、やはり町の予算の組み方として地に足がついた事業の組み方ではないのではないかと私自身も思っておりますので、様々な事業を組むときの反省材料として、やはりまず事業目的をはっきりさせて、それに伴わない場合は、場合によってはそれをやめるということも大事なのかなと思っておりますので、この件につきましては、私自身の今後の反省にさせていただきたいと、そのように思っております。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 40ページから43ページ、7款商工費1項商工費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 42ページから43ページ、8款土木費1項土木管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 42ページから45ページ、2項道路橋梁費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 44ページから45ページまで、都市計画費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 同じく、44ページから45ページ、4項住宅費。8番。

○8番（久 勉君） ごめんなさい。申し訳ない。

公営住宅経費に関連してなんですけど、今、一本柳、淡島住宅を政策空き家ということでやっているんですけど、昨日の話で、今日のにも出てきたんですけど、新しい従業員が400人程度の企業が町に来るということですから、住宅をどうしようかということも併せて考えていってほしいと思うんですけど、一本柳、淡島、政策的に入居させないということでやっているんですけど、できるだけ早い限り、あそこを撤去して計画にある、総合計画にある若者住宅であるとか、高齢者用の住宅であるとかというのの検討に入っていただきたいと思いますが、もう企業が来るというのは決まったわけですから、平成6年ですかね、操業開始が。（「令和」の声あり）ですから、そのときまでに住宅のことも考えて準備に入っていて、来年度の当初予算からそういったことを踏み入れた予算をとと思いますが、担当課長としていかがですか。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長兼建設班長事務取扱（小野伸二君） 新しい住宅の整備という内容だと思われませんが、今、ご質問にありました新しい企業がいらっしゃるということ踏まえまして、この議会終了後、来週になるんですけども、関係機関集まってそれぞれの今、私のほうで住宅関係あるいは道路関係がメインとなりますが、それぞれ庁舎内で検討部会というか、検討会議を設ける予定でございますので、その中で住宅をどうしようかというのは考えていかなきゃないかなというのは担当課内では話し合ったところでございます。それはいろいろ整備にしても当然、財源等もありますし、そういったものも含めて検討部会の中で問題提起をして検討していきたいと思っております。終わります。

○議長（後藤洋一君） 8番。

○8番（久 勉君） 検討材料の中に以前、視察に行ったところでは、国の補助金で借ると制約がかなり面倒だとか、そういうこともあって単費で長期借り入れてやっていた町もあります。特に若者住宅ということで入る方には制限は必ず自治会に入ることと、あと消防団に入ることという、ですからそういう条件をつけているから変な人は来ませんというお話を聞いておりました。

それから、多分難しいのは、高齢者用の1人ですと、町営住宅に入れられないという制限がありますので、これも町の単費で建てればそういうことができるんでないのかと思いますので、そういうのも検討材料の中に入れていただきたいことと、総合計画の中に若者住宅、高齢者用住宅というのはあるんですから、やっぱりそれをきちんとして、一本柳、淡島の姿を見ると、とても今、政策空き家だからそのうち壊すからいいと言うけど、風景としても非常に見苦しいといえますか、できるだけ早い時期に撤去されればと思いますけど、町長さん、いかがですか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 今度、ウェルファムフーズさんが見えられるということで、あれだけの人材を要する方々、100人の雇用と言いますけれども、企業説明会ではいわゆる400人以上の方々が常に新陳代謝なされるということですので、そのたびに希望があれば地元採用の枠が増えると。あと、町外から見られることもありましたので、企業さんにおかれましては企業内保育も考えているけれども、やはり良質の労働力というものを考えますと、他市町からも来ていただかなければ間に合わないということで、企業内保育も間に合わないだろ

うという見通しも示されておりますので、町としても、保育とか様々、ただいまの質問もございましたけれども、その企業が来ることによってどのようにこの町が変わるか、変わったらいいかということの検討会議というのが、今、建設課長が申し上げたような形で、それに対応した、できるだけ対応できるような形を示さなければならないという感じでやっておりますので、具体的なことはもちろん、今の段階ではありませんけれども、その企業が来ることによって、また別な事業者さんでもできるならば巻き込みながら、1つの企業体が町に来ていただくことによってそれをいい影響に膨らませようとする検討を各課横断してしたいという形でやっておりますので、私自身、そういうイメージはありますけれどもどういう形になるか分かりませんが、できるだけそういったところには皆さん方のほうも率直な財源等々のことも考えていただきながら、やっぱりその検討はしっかりしたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 同じく、44ページから45ページ、9款消防費1項消防費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 44ページから47ページ、10款教育費1項教育総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 46ページから49ページまで、2項小学校費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 48ページから49ページまで、3項中学校費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 48ページから51ページ、4項幼稚園費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 50ページから53ページ、5項社会教育費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 52ページから55ページ、6項保健体育費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号 令和2年度涌谷町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第76号 令和2年度涌谷町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開は3時30分とします。

休憩 午後3時20分

再開 午後3時30分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（後藤洋一君） 再開いたします。

ここで時間を1時間延長します。



◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第10、議案第77号 令和2年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第77号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億57万4,000円を増額し、総額を20億8,012万1,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、療養給付費及び高額療養費の年度末までの給付見込みによる歳入歳出それぞれ増額を行うものでございます。

また、歳出におきまして、特別交付金保険者努力支援交付金の強化対象であります医療費適正化事業の取組を実施するに当たり、経費を計上するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） それでは、議案第77号 令和2年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

予算書6ページ、7ページをお開き願います。歳入の補正でございます。

4款2項1目1節①普通交付金1億円の増額につきましては、歳出で計上しております保険給付費の一般療養給付費及び一般高額療養費の今後の見込みにより同額を増額補正とするものでございます。

この普通交付金につきましては、保険給付費に要した費用を県から全額交付されるため、歳出の保険給付費との整合性が図られているものでございます。

6款2項1目1節①財政調整基金繰入金57万4,000円の増額につきましては、歳入歳出の財源調整によるものでございます。これによりまして12月補正後の基金残高につきましては5億8,028万6,000円となるものでございます。

次に、歳出でございます。8ページ、9ページをお開き願います。

2款1項1目細目1一般被保険者療養給付費7,000万円の増額及び4項1目細目1一般被保険者高額療養費

3,000万円につきましては、今後の見込みにより増額となるものでございます。増額の要因でございます。

3月診療から9月診療までの高額レセプトを調べました。費用額が200万円を超えた件数の発生状況を令和元年と令和2年、比較をさせていただきました。令和元年につきましては200万円を超えた件数は8件でしたが、今年度、令和2年につきましては同月で24件という3倍に増えている状況となっております。さらに、レセプト1件400万円を超えるレセプトも5件発生しており、病名を確認してみますと、心疾患の循環器系疾患、悪性腫瘍の手術、慢性腎不全による生体腎移植というレセプトでございます。こういった状況から、今回一般療養給付費及び一般高額療養費の今後の見込みとしてそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。

次、6款2項6目細目1医療費適正化対策事業費5万円の増額につきましては、歳入の県支出金の特別交付金におきまして保険者努力支援交付金の評価対象とされております多受診、重複受診、多剤投用者に対する保険指導の取組評価がございます。今回年度途中でもありますが、専門的知識を有する保健師の人件費を見込み、訪問指導、相談による医療費適正化取組を実施するものでございます。

3項1目健康管理センター事業費2万5,000円の減額は人事院勧告によるもの、2目歯科保健センター事業費6万2,000円の増額は、人件費の今後の見込みと細目2歯科保険事業費5万1,000円の増額は、平成12年度に導入いたしました歯科保健センターの歯科診察台ユニットの排水チューブ交換に要する修繕料、3目特定健康診査等事業費4,000円の増額は、今後の人件費の見込み分となるものでございます。

○**税務課長（高橋由香子君）** 8款諸支出金1項1目細目1の22節償還金利子及び割引料46万円の増額は、今後の見込みにより増額するものです。終わります。

○**町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君）** 次、3目細目1償還金2万3,000円の増額につきましては、台風19号に係る令和元年度災害臨時特例補助金の実績に基づく確定により、今年度において返還するものでございます。

以上で説明を終わります。

○**議長（後藤洋一君）** これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（後藤洋一君）** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（後藤洋一君）** これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号 令和2年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**議長（後藤洋一君）** 異議なしと認めます。よって、議案第77号 令和2年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第11、議案第78号 令和2年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第78号の提案の理由を申し上げます。

本案は既定の予算額に歳入歳出それぞれ148万5,000円を増額し、総額を1億7,776万9,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、令和3年度税制改正に対応するためのシステム改修について措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 説明省略の声がありましたので、説明を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これより議案第78号 令和2年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号 令和2年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第12、議案第79号 令和2年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第79号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ791万8,000円を増額し、総額を18億7,642万4,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては保険者機能強化交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の交付決定による増額でございます。

歳出につきましては、令和3年度介護報酬改定等に伴うシステム改修について措置するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） それでは、議案第79号 令和2年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書6ページ、7ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款2項、初めに3目のほうを説明させていただきます。3目介護保険事業費補助金170万円の増額につきましては、歳出でも連動いたします令和3年の介護報酬改定によりますシステム改修を行います。そのシステム改修に対しまして人口規模により基準額340万円の2分の1の補助決定を受け170万円を増額するものでございます。

次の5目保険者機能強化推進交付金354万9,000円と今年度から新たに交付されます6目介護保険保険者努力支援交付金349万8,000円につきましては、11月18日付交付決定を受け補正増額を行うものでございます。これらの交付決定を受けまして一番上の2目地域支援事業交付金219万2,000円の増、次、4款県支出金2項1目地域支援事業交付金109万6,000円の増、次、5款支払い基金交付金1項2目地域支援事業支援交付金225万9,000円の減額は、国県補助金交付決定による組替えによるものでございます。

7款1項、次のページ、8ページ、9ページでございます。2目地域支援事業繰入金130万7,000円の減額につきましても、補助金決定による組替えを行うものでございます。

3目1節①職員給与費等繰入金6万8,000円の減額は、人件費分②事務費等繰入金593万1,000円の増額は、会計年度任用職員分の人件費分と令和3年度介護報酬改定に伴いますシステム改修費の補助残分を一般会計から繰り入れするものでございます。

2項1目介護保険給付基金繰入金641万4,000円の減額は、歳入歳出の財源調整により減額をいたすものでございます。

12月補正後の基金残高につきましては、1億4,675万2,000円となるものでございます。

次に、歳出でございます。10ページ、11ページをお願いします。

1款1項1目細目2の4共済費③社会保険料6万5,000円の増額は、会計年度任用職員分の今後の見込みによる増、12節①委託料797万5,000円の増額は、歳入でも説明をいたしました令和3年度介護報酬改定対応によるシステム改修経費によるものでございます。

4項1目細目1介護認定調査事務費40万9,000円の減額については、介護認定調査に係る会計年度任用職員分の年度末までの人件費見込みによるものでございます。

5款1項につきましては、補助金決定による財源の組替え。

○町民医療福祉センター福祉課参事兼課長（牛渡俊元君） 3項包括的支援事業任意事業になります。次のページになります。17節備品購入費でございますが、7万1,000円の増額につきましては、地域包括支援センターで使っておりましたプロジェクターが8年目で故障いたしました、部品供給が不可能となっておりますので更新するものです。

次の2目認知症総合支援事業費18節負担金補助及び交付金10万6,000円の減額につきましては、東京での研修会等の参加を予定しておりましたが、コロナ禍のため、ウェブ等でのリモート参加になりましたので、負担金が不用となりましたので減額するものです。

6目総合相談事業職員人件費は、年度末までの見込みによるものです。

終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号 令和2年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号 令和2年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第13、議案第80号 令和2年度涌谷町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第80号の提案の理由を申し上げます。

本案は、人事異動による人件費の増減により、収益的支出で278万4,000円の減額をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願ひ申し上げます。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時49分

再開 午後3時50分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

これより質疑に入ります。一括質疑となります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結します。

これより、議案第80号 令和2年度涌谷町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号 令和2年度涌谷町水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第14、議案第81号 令和2年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔君） 議案第81号の提案の理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出について539万5,000円を増額いたし、資本的収入及び支出について20万円増額するものでございます。

主な内容としましては、収益的収入及び支出で人事院勧告等に伴う職員給与の減、9月10日に落雷の影響で被災した公共下水道花勝山地区にあるマンホールポンプの修繕に係る保険金の増額及び修繕費用等を見込み、資本的収入及び支出では、社会資本整備総合交付金事業費の組替え等を見込むもので、予算全体の収入支出の状況から一般会計繰入金について資本的収入から収益的収入へ組替えを行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課参事兼課長（平 茂和君） それでは、議案第81号 令和2年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

ただいま町長が提案理由で申し上げました下水道事業の補正予算として、第2条は、第3条で定めた収益的収入の予定額を539万5,000円増額し4億8,979万2,000円とし、収益的支出の予定額を539万5,000円増額し4億8,979万2,000円とするものです。

第3条は、予算第4条本文括弧書きの不足する補填財源内訳のそれぞれの金額を改め、資本的収入の予定額を20万円増額し2億8,424万円、資本的支出の予定額を20万円増額し4億1,841万円とするものです。

2ページをお開きください。

第4条は、予算第8条に定めた職員給与費を15万8,000円減額し2,566万6,000円とするものです。

第5条は、債務負担行為について下水道施設の維持管理業務を令和3年度から令和7年度までの5年間、限度額1億4,500万円にて発注しようとするものでございます。これによりまして年間管理費用等の上昇を抑制し、管理の安定を図ろうとするものでございます。

10ページ、11ページお開きください。

収益的収入の補正につきましては、2項2目事業目10の1節他会計補助金を354万7,000円増額し、事業目30農集排の1節他会計補助金を150万円減額するもので、4条予算の資本的収入に振り替えるものでございます。

7目雑収益につきましては、令和2年9月10日に発生した雷により花勝山地区のマンホールポンプ場の操作盤等が被災したため、復旧費用の約6割の保険金334万8,000円が支払われたことによるものでございます。

収益的支出の補正につきましては、1項細目10公共汚水15節修繕料で花勝山地区農集排マンホールポンプ場の操作盤修繕等に関わる費用でございます。

3項細目30農集排15節修繕料につきましては、花勝山地区の修繕費用に組替えを行うものでございます。

7目総係費10公共汚水については人件費の給与改定等に関わるもので、給料で4万2,000円の減額、手当で13万2,000円の減額、法定福利費で1万2,000円を増額するものでございます。

また、17節委託料につきましては、花勝山地区を公共下水道事業に編入したことに伴う受益者負担金システムの改修費用でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

資本的収入支出の補正でございます。

資本的収入の補正は、2項1目10公共汚水と30農集排の1節他会計出資金につきましては、収益的収入への組替えによるもので、合わせて204万7,000円の減額となります。

6項1目細目10公共汚水1節国庫補助金については、事業の一部が補助事業として追加交付されることになったことによるものでございます。

7項の負担金については、小谷地地内に建設中の農産加工施設からの下水道事業協力金で約3,800平方メートル、104万7,000円と農集排の笹岳中央地区に1カ所の新規申込みがあったことによるものでございます。

資本的支出につきましては、1項建設改良費1目20の公共雨水17節委託料に公共下水道区域浸水区域図作成業務を見込むもので、51節工事請負費100万円の減額については委託料への組替えとなるものでございます。公共下水道区域内約355ヘクタールの浸水区域図の策定につきましては、補助金交付の必要要件となるために今年度中に作成を行うものでございます。

3項1目10公共汚水の88企業債償還金については、借換債増額の見込みによるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第81号 令和2年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第81号 令和2年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第15、議案第82号 令和2年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第82号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、感染防止用消耗品及び感染対策備品の購入等に伴い、収益的収入、収益的支出及び資本的収入、資本的支出についてそれぞれ増額をお願いするものでございます。

併せて、収益的収入及び収益的支出におきまして、長期前受金の増額、減価償却費等の増額をそれぞれお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（紺野 哲君） それでは、議案第82号 令和2年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

第2条におきまして、予算第3条で定めた収益的収入に医業外収益536万円と特別利益1,060万円、合わせて1,596万円を、収益的支出に医業費用748万2,000円、医業外費用26万4,000円、特別損失1,060万円をそれぞれ増額するものでございます。

第3条におきまして、予算第4条に定めた資本的収入に3,321万円を、資本的支出に3,321万1,000円をそれぞれ増額するものでございます。

第4条におきまして、予算第11条に定めた棚卸資産の購入限度額を5億2,369万1,000円に改めるものでございます。

予算書4ページ、5ページをお開きください。

補正の内容でございます。収益的収入1款2項2目2節補助金482万円の増額は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で、支出の材料費、経費に充当するものでございます。

4目長期前受金戻入54万円につきましては、令和元年度に購入した臨床検査システム等の補助金見合い分を収益化するものでございます。

3項4目1節その他特別利益1,060万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金として交付されるものです。制度としましては、国からの給付金が対象の従事者に交付されるもので、医療機関等が手続を代行申請、受領し、従事者へ慰労金として交付するものでございます。そのため、処理としては、特別

利益として国からの交付金を収入し、支出としては特別損失と取り扱うものでございます。

続いて、収益的支出2款1項2目材料費264万5,000円の増額ですが、薬品費として消毒用アルコールなど20万3,000円、診療材料費としては感染防護服、フェイスシールドなどで128万7,000円、医療用消耗備品費としては、飛沫防止パネル、動線確保用に発熱者隔離用スクリーンなどで115万5,000円でございます。

3目経費の217万7,000円の増額は、6節消耗備品で空気清浄機など158万3,000円を、11節修繕費ではリモート面会や会議用LAN配線などに59万4,000円を措置いたします。

3条予算でのコロナ対策分は材料費、経費合わせまして482万2,000円となるものでございます。

4目減価償却費266万円は、令和元年度分の構築物と機械備品分として確定見込み分を計上するものでございます。

2項3目3節雑支出26万4,000円は、消費税分の確定見込みです。

3項5目1節その他特別損失1,060万円ですが、収入で説明いたしましたとおり、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金ということでございます。内訳といたしましては、該当としまして5万円の者が204人、20万円の者が2人ございました。20万円の該当としましては、基準としている期間に新型コロナウイルス感染症の診療を行う医療機関等に勤務していた者が対象になるものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

資本的収入3款7項1目1節国庫補助金3,321万円ですが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で4条予算分でございます。当病院では、新型コロナウイルス感染症の診療は行いませんが、発熱患者など感染症が疑われる患者に対応する設備整備分に認められる補助メニューを申請しておりまして、体制整備を図るものでございます。

資本的支出4款1項3目1節資本購入費3,321万1,000円ですが、感染症が疑われる患者に対応するための簡易診察室としてのテント及び附帯する設備、備品を購入するもので、そのほか病院の玄関の検温システムの整備や待合室、椅子などを抗菌仕様のものに更新するなど感染対策の強化をこちらの交付金を活用して行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号 令和2年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号 令和2年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第16、議案第83号 令和2年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔君） 議案第83号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、感染防止用消耗品及び感染対策備品の購入等に伴い、収益的収入、収益的支出及び資本的収入、資本的支出についてそれぞれ増額をお願いするものでございます。

また、収益的支出におきましては、介護職員の異動等に伴い給与の増額をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（紺野 哲君） それでは、議案第83号についてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入に事業外収益167万3,000円と特別利益410万円、合わせて577万3,000円を、支出については事業費用405万4,000円と特別損失410万円、合わせて815万4,000円をそれぞれ増額するものでございます。

第3条におきまして、予算第4条に定めた資本的収入について267万4,000円を、支出については268万4,000円をそれぞれ増額するものでございます。

第4条におきまして、予算第7条に定めた経費のうち、職員給与費を73万5,000円減額した3億465万3,000円にするものでございます。

第5条におきまして、予算第9条に定めた棚卸資産の購入限度額を1,473万4,000円に改めるものでございます。

予算書10ページ、11ページをお開きください。

収益的収入につきましては、1款2項2目2節補助金167万3,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で、3項4目1節その他特別利益410万円については従事者慰労金でございます。いずれも病院事業会計と同様の交付金の介護事業分と給付金事業でございます。

収益的支出につきましては、2款1項1目給与費74万5,000円の増額については、職員の異動、配置替えなどに伴うもので、より具体的には育休職員の代替えに伴いまして短時間の会計年度任用職員を充てるため、報酬を増額しております。

2目1節薬品費では、消毒用アルコールなどで186万円の増額、4節介護消耗備品ではセンサーマットなども整備し、3目6節消耗備品費132万円の増額は、11ページの説明欄にあります除菌脱臭機、空気清浄機などのほか、タブレットやWi-Fi機器を整備し、オンライン面会などにも対応しようとするものでございます。

3項5目1節その他特別損失410万円の増額は、コロナウイルス対応従事者慰労金で、老健施設としては5万

円の該当者82人分の措置でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

資本的収入につきまして3款7項1目1節国庫補助金267万4,000円については、新型コロナウイルス緊急包括支援交付金、4条予算分ということでございます。

支出、4款1項3目1節資産購入費268万4,000円ですが、感染症対策として検温システムや加湿空気清浄機などを整備するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号 令和2年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号 令和2年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第17、議案第84号 令和2年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第84号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、感染防止用消耗品及び感染対策備品の購入に伴い、収益的収入、収益的支出それぞれ増額をお願いするものでございます。

また、収益的支出におきましては、看護職員の異動等に伴い給与の増額をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（紺野 哲君） それでは、議案第84号 令和2年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条におきまして予算第3条で定めた収益的収入に事業外収益51万8,000円、特別利益35万円、合わせて86

万8,000円を増額し、支出では、事業費用338万4,000円、特別損失35万円、合わせて373万4,000円を増額するものでございます。

3条におきまして予算第5条に定めた経費の職員給与費を251万5,000円増額し、5,308万4,000円に改めるものでございます。

予算書10ページ、11ページをお開きください。

収益的収入、1款2項2目2節補助金51万8,000円については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金でございます。

3項4目1節その他特別利益35万円については、従事者慰労金でございます。

支出、2款1項1目給与費286万1,000円でございますが、看護師を1名増員し、体制強化を図るものでございます。

2目2節材料費42万円につきましては、感染防護服やリスクマスク、フェイスシールドなどでございます。

3目6節消耗備品費10万3,000円については、非接触式体温計などでございます。

3項5目1節その他特別損失35万円については、病院事業会計、老健施設事業会計と同様のものを7人分措置するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号 令和2年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号 令和2年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第18、議案第85号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第85号の提案の理由を申し上げます。

本案は、涌谷町小・中学校GIGAスクール構想モニター購入について、仙台市にあるコセキ株式会社と契約額808万5,000円で、令和2年12月1日に仮契約を締結したところでございますが、その財産取得について議決

を受けようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） それでは、12月会議追加議案の1ページをお開き願います。

議案第85号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年涌谷町条例第10号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得の目的 涌谷町小中学校G I G Aスクール構想モニター購入
- 2 名称及び数量 大型モニター46台 スタンド46台 接続機器一式
- 3 取得の方法 条件付き一般競争入札
- 4 取得価格 808万5,000円
- 5 契約の相手方 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮2番26号
コセキ株式会社 代表取締役小関正剛

令和2年12月3日提出 涌谷町長

本議案については、10月会議においてもG I G Aスクール構想に係る財産取得及び工事請負契約の締結についてお認めいただきましたが、今回は大型モニターの購入についてコセキ株式会社と令和2年11月30日付で仮契約を締結いたしましたので、本議会で議決を求めるものでございます。

モニターは55インチのもので、附属として大型モニターのスタンド、移動式で上下可動が可能なもの及びタブレットと接続機器を1セットとして46台購入しようとしております。

各学校への配置台数としては、涌谷第一小学校と涌谷中学校にそれぞれ15台、月将館小学校と麓岳白山小学校にそれぞれ8台の合計46台となります。

新年度からの授業では、タブレット、モニターなどをお認めいただきました機器を活用してタブレットの画像をモニターに映したり、それを拡大縮小して映したり、臨時休業となった場合、オンライン授業に活用しているとするものでございます。

説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号 財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

◇

◎請願・陳情

○議長（後藤洋一君） 日程第19、請願・陳情。

今期定例会において本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおりです。

陳情第3号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」採択を求める陳情書の提出について。

陳情第4号 「看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書」採択を求める陳情書の提出について。

陳情第5号 「介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書」採択を求める陳情書の提出について。

陳情第6号 「介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書」採択を求める陳情書の提出について。

陳情第3号から第6号までについては、会議規則第85条第1項の規定により、教育厚生常任委員会に付託し、会議規則第43条の規定により次回3月会議まで審査をすることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、陳情第3号から第6号については、教育厚生常任委員会に付託し、審査をすることに決しました。

陳情第7号 水田農業対策に関する要請書。

陳情第8号 女川原発再稼働を認める宮城県決議の撤回を求める陳情書。

以上の2件については、配付いたしますので、ご了承願います。

◇

◎議員の派遣について

○議長（後藤洋一君） 日程第20、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局総務班長をもって朗読いたさせます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（金山みどり君） 朗読いたします。

議員の派遣について。

地方自治法第100条第13項及び涌谷町議会会議規則第120条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

なお、変更については議長に一任する。

令和2年12月3日

涌谷町議会議長

記

1、件名 町村議会議員講座。

目的 議会議員の資質向上のための研修会。

派遣場所 宮城県自治会館。

期日 令和3年1月13日火曜日 1月14日水曜日。

派遣議員 全議員。

以上です。

○議長（後藤洋一君） お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第120条の規定により、ただいま朗読いたさせましたとおり派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については派遣することに決しました。

◇

◎休会について

○議長（後藤洋一君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会12月会議に付された事件は全て議了いたしました。お諮りいたします。

本会議は、この後、明日12月4日から12月28日までの25日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、明日12月4日から12月28日までの25日間を休会とすることに決しました。

◇

◎散会の宣言

○議長（後藤洋一君） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後4時26分